「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び 紛争の予防、調整等に関する条例」に係る手続等の手引



令和3年4月

鳥取県生活環境部循環型社会推進課

【目次】

Ι	は	じめに 1	1
	1	条例の概要]	1
	2	本手引について	1
	3	相談・窓口	1
	4	本手引で用いる法令等の省略形及び用語の定義 2	2
П	合	意形成手続	3
I	I —	1 合意形成手続の概要 : : : : : : : : : : : : : : : :	3
	1	対象施設等	3
	2	説明対象範囲及び対象者 6	3
	3	手続のフロー 6	3
	4	手続の終了等 6	3
I	I —	2 手続の詳細と注意事項 8	3
	1	事業計画書及び周知計画書の提出 (条例第5条~第6条関係)	3
	2	周知の実施 (条例第9条~第12条関係) 8	3
	3	関係法令との整合性の確認 (条例第8条関係))
	4	事業計画又は周知計画変更届出書の提出 (条例第 21 条関係))
	5	実施状況報告書の提出 (条例第 14 条~第 16 条関係))
I	I —	3 書類の作成・提出における注意事項12	2
	1	書類の作成 12	2
	2	書類の提出	2
I	I —	4 添付書類及び記載例13	3
	1	事業計画書	3
	2	周知計画書 38	3
	3	見解書 47	7
	4	事業計画又は周知計画変更届出書 49)
	5	実施状況報告書51	1
	6	意見調整申出書55	5
	7	事業計画廃止届出書57	7
Ш	廃	棄物処理施設等の設置者の義務 60)
	1	処理状況に係る報告・閲覧 (条例第 25 条)60	
	2	事故時の措置 (法第 21 条の 2 、条例第 26 条)63	
	3	事故対応費用に係る措置 (条例第 27 条)63	
	4	施設の公開 (条例第 28 条) 63	
	5	施設の承継 (条例第 29 条) 63	3
		【付属資料】	
		県廃棄物処理施設設置手続条例・施行規則対照表60	
		樣式	
		物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針94	
		で規定される産業廃棄物の区分 100	
<u> </u>	と来る	廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	上禾	元本物で土地以及巨に所る工な以外仏中田鉄心口	

I はじめに

1 条例の概要

この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と紛争の予防、調整等を図るため、廃棄物処理施設等を設置しようとする者に事業計画の事前公開及び関係住民に対する説明会の開催等を義務づけるとともに、廃棄物処理施設等の設置者と関係住民との間の紛争に係る意見調整を行う制度、廃棄物処理施設等における処理状況の公表制度等を定めたものです。

平成30年4月から鳥取市が中核市に移行することに伴い、鳥取県下では、廃棄物処理施設等の設置場所毎に、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)又は鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成29年鳥取市条例第83号)(以下、この項及び事項において「設置手続条例」という。)に基づき、手続を行う必要があります。

【設置場所毎の県又は市の設置手続条例の適用関係】

(1)積替え保管施設

	管轄行政/手続先	
設置場所	県/県知事	市/鳥取市長
鳥取市内		0
鳥取市外(東部4町)	0	
上記以外の鳥取県内	0	

※東部4町:岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

(2)上記(1)以外の廃棄物処理施設等

	管轄行政/手続先		
設置場所	県/県知事	市/鳥取市長	
鳥取市内		0	
鳥取市外(東部4町)*1		○*2	
上記以外の鳥取県内	0		
移動式処理施設 (条例の合意形	施設稼働を行う場所		
成手続適用対象施設に限る。)	(両地域で稼働する場合は両方の手続)		

※1:東部4町:岩美町、若桜町、智頭町、八頭町

※2:鳥取県条例を鳥取市が運用

2 本手引について

県の設置手続条例に基づく手続について、事業計画書、周知計画書及びその他の書類(以下「事業計画書等」という。)の作成方法等を明確にし、事業者が手続等を円滑に実施できるよう作成したものです。

3 相談・窓口

事前相談及び事業計画書等の提出は、上表の管轄行政区分に対応する下記の窓口へお願いします。

区分	名 称	所 在 地	電話番号	管轄区域
市	鳥取市	〒680-8571	(0857)30-8093	鳥取市
	廃棄物対策課	鳥取市幸町 71 番地		岩美郡、八頭郡 (岩美郡、八
				頭郡は積替え保管施設を除く。)
県	鳥取県庁	〒680-8570	(0857) 26-7674	岩美郡、八頭郡
循環型社会推進課		鳥取市東町一丁目 220		(積替え保管施設に限る。)
中部総合事務所		〒682-0802	(0858) 23-3278	倉吉市、東伯郡
	環境建築局	倉吉市東巌城町 2		
	西部総合事務所	〒683-0054	(0859) 31-9323	米子市、境港市
	環境建築局	米子市糀町一丁目 160		西伯郡、日野郡

[※] 移動式処理施設については、設置場所を勘案の上、最寄りの窓口にお尋ねください。

4 本手引で用いる法令等の省略形及び用語の定義

本手引では、法令等について、次のとおり省略形で表記をします。

また、本手引で使用する用語の意義は、それらの法令等で使用する用語の例によります。

省略形	法 令 等		
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)		
ダイオキシン法	ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)		
条例	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関す		
	る条例(平成 17 年鳥取県条例第 68 号)		
規則	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関す		
	る条例施行規則(平成 17 年鳥取県規則第 121 号)		
指針	・中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針(鳥取県)		
	・最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針(鳥取県)		

Ⅱ 合意形成手続

Ⅱ-1 合意形成手続の概要

「廃棄物処理施設等」を新設・変更するときは、法律の手続の前に、事業計画書の作成、広告、縦覧を行うとともに、説明会を開催し、住民の理解を得るよう努めなければなりません。

1 対象施設等

■対象の施設は?

対象施設(以下「廃棄物処理施設等」といいます。)	新設・変更時に
	必要な法律の手続
① 産業廃棄物処理施設	法に基づく許可申
ア 知事の設置許可が必要な産業廃棄物処理施設	請、届出
※詳細は別表のとおり	†
イ 産業廃棄物処理業者(知事許可)が業として処理を行うために設置する産業	以下、
廃棄物の処理施設	これらの手続きを
・積替え保管施設	「許可申請等」と いいます。
・ア以外の施設(小規模な焼却施設・破砕施設、堆肥化施設 等)	V 10 100 3 8
② 一般廃棄物処理施設 (知事の設置許可が必要なもの)	-
・ごみ処理施設(処理能力:5トン/日以上。焼却施設にあっては、処理能力	
: 200kg/時間、火格子面積: 2 m²以上)	
・し尿処理施設(浄化槽法に規定する浄化槽を除く。)	
・最終処分場	
· 取於是力物	
③ 特定小型焼却施設	ダイオキシン法に
廃棄物焼却炉であって、次のいずれかに該当するもの(上記①~②の施設、事	基づく届出(注3)
業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置するものを除く。)	
・火床面積(注1)が 0.5 m ² 以上のもの	
・焼却能力(注2)が 50kg/時間以上のもの	
④ 無害化処理実証試験施設	法に基づく認定申
無害化処理施設(石綿、微量 PCB)の環境大臣認定の申請に係る実証試験施設	請、届出
注1 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それら	の火床面積の合計

- 注1 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの火床面積の合計
- 注2 廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計
- 注3 ①②の施設についても、ダイオキシン法の届出が必要な場合がある。

■どんなときに手続が必要?

手続が必要なとき	特 記 事 項
① 新設するとき	○現に設置されている施設の扱いは、別表注3のとおり。
	○次の施設は対象外
	・環境影響評価法又は鳥取県環境評価条例の対象の施設
	・移動式の施設(別表注4の施設を除く。)
② 次の変更をするとき	○次のいずれかに該当する変更のみ対象
• 位置	・処理能力(別表注5)の 10%以上の増大を伴うもの
• 構造	・積替え保管施設の保管上限(別表注6)の10%以上の増大を伴うもの
• 規模	・環境保全目標値の変更を伴うもの(生活環境に対する影響が増大するも
・処理する廃棄物の種類	のに限る。)
	・関係住民又は関係市町村長との間で締結した環境保全協定の変更を伴
	う変更(変更協定を締結したものを除く。)
③ 施設を承継又は更新	○次の施設の更新(※当該施設の新設又は変更について、条例の手続終了通
するとき	知を受けていないものに限る。)
	・知事の設置許可が必要な産業廃棄物処理施設、一般廃棄物処理施設
	• 特定小型焼却施設
	○無害化処理実証試験施設の更新
	○②の変更を伴う承継又は更新
	例)産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え保管施設及
	び中間処理施設(法第15条第1項の許可に係るものを除く。)の承継又
	は更新は②の変更を伴わない場合は対象外。
	※その他の承継又は更新は手続対象外

別表 設置許可が必要な産業廃棄物処理施設(法施行令第7条)

	別な 改造可りが必要は圧木がた性が以上地域(仏派	אויגעיו נופ
号※	施設の種類	規模(いずれかに該当するもの)
1	汚泥の脱水施設	・10m³/日を超えるもの
2	汚泥の乾燥施設(天日乾燥施設を除く。)	・10m ³ /日を超えるもの
2	汚泥の天日乾燥施設	・100m³/日を超えるもの
3	汚泥(PCB汚染物、PCB処理物であるものを除く。)の焼却施設	・ 5 m³/日を超えるもの
		・200kg/時間以上のもの
		・火格子面積2m²以上のもの
4	廃油の油水分離施設	・10m ³ /日を超えるもの
5	廃油(廃PCB等を除く。)の焼却施設	・ 1 m³/日を超えるもの
		・200kg/時間以上のもの
		・火格子面積2m ² 以上のもの
6	廃酸又は廃アルカリの中和施設	・50m ³ /日を超えるもの
7	廃プラスチック類の破砕施設	・5t/日を超えるもの
8	廃プラスチック類 (PCB汚染物、PCB処理物であるものを除く。)	・100kg/日を超えるもの
	の焼却施設	・火格子面積2m ² 以上のもの
8の2	木くず又はがれき類の破砕施設	・5t/日を超えるもの
9	有害物質又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	・全ての施設
10	水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	
10 の 2	廃水銀等の硫化施設	
11	汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	
11 Ø 2	廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設	
12	廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
12 の 2	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設	
13	PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	
13 の 2	産業廃棄物の焼却施設(第3号、第5号、第8号及び第12号の焼却	・200kg/時間以上のもの
	施設を除く。)	・火格子面積2m ² 以上のもの
14	産業廃棄物の最終処分場	・全ての施設
\•\'\\	旅行へ第7条の甘べノ旦乗旦	

[※]法・施行令第7条の基づく号番号

注3 現に設置されている施設の扱いは、次のとおり

1	廃棄物処理施設等に該当しない施設	を	廃棄物処理施設等	として使用するとき	対象
2	一般廃棄物処理施設	を	産業廃棄物処理施設	として使用するとき	対象外
3	産業廃棄物処理施設	を	一般廃棄物処理施設	として使用するとき	対象外
4	特定小型焼却施設(5を除く)	を	産業廃棄物処理施設	として使用するとき	対象外
5	特定小型焼却施設(※)	を	産業廃棄物処理施設	として使用するとき	対象
6	産業廃棄物処理施設	を	特定小型焼却施設	として使用するとき	対象外

[※] H21.12.31 以前に設置されたもので、H22.1.1 以降に構造等の変更について手続終了通知を受けていないもの

- 注4 移動式の施設のうち、条例手続の対象となるのは次の施設
 - ①特定の不動産に固定して使用するもの
 - ②特定の不動産に固定されずに使用するものであって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 建設工事の現場その他の一時的に廃棄物を排出する作業場所に60日以上継続設置されるもの
 - イ 特定の場所において、1年のうち合計60日以上設置されるもの
- 注5 処理能力: 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄物処理施設等における法第8条第1項、法第14条第6項、 法第14条の4第6項若しくは法第15条第1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又はダイオキシン法第12条第1項、第13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書に記載した焼却能力(当該処理能力の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のもの)
- 注6 保管上限:産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え保管施設における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のもの)

2 説明対象範囲及び対象者

(1)対象範囲

廃棄物処理施設等を設置する場所の周辺区域【周辺区域】

① 施設の敷地境界から一定の距離以内の区域

施設の種類	距離
積替え保管施設	5 0 m
中間処理施設	2 0 0 m
最終処分場	5 0 0 m

注:特定小型焼却施設は中間処理施設に該当する。

- ② 生活環境影響調査結果書において生活環境保全上一定の影響があるとされた区域
- ③ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水、生活排水を除く。)が流入する水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出される公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)における水量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおおむね100倍となる地点までの区域

(2)対象者

上記の周辺区域内の次の者【関係住民】

- ① 周辺区域内に居住する者
- ② 周辺区域内に事務所又は事業所を有する者
- ③ 周辺区域内に存する自治会等(町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体)
- ④ 周辺区域内で農業、林業又は漁業を営む者
- ⑤ 周辺区域内の水利権者(廃棄物処理施設等からの排水(雨水、生活排水を除く。)が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接続する公共用水域に限る。)

3 手続のフロー

手続全体のフローは、次ページのとおりです。

4 手続の終了等

(1)手続の終了

次のいずれかに該当する場合、手続終了となります。

- ア 事業計画の周知又は意見調整の結果、関係住民の理解が得られたと認められるとき
- イ 意見の調整の結果、意見の調整に対する事業者の対応が十分と認められ、かつ、次のいずれかに 該当することにより、意見の調整を終結する場合
 - ① 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
 - ② 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
 - ③ 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが 困難と認められるとき。

(2)手続未了時の許可申請

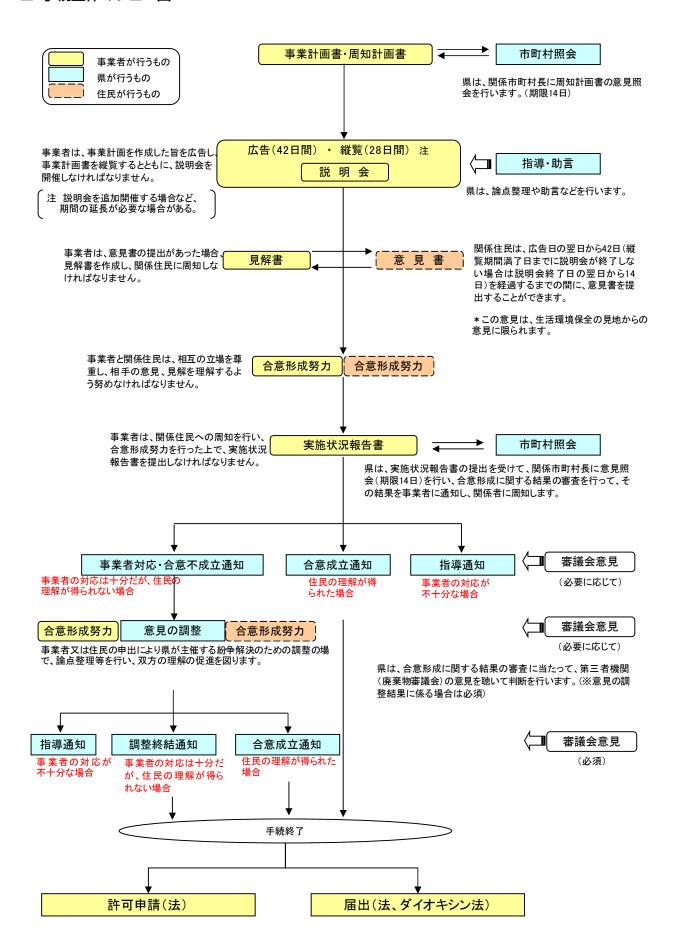
事業者が手続を終了しないまま許可申請を行った場合、不許可処分又は条件(処理業を開始するまで に条例手続を終了すること)を許可に付します。

(3) 勧告、公表

事業者が手続を終了しないまま届出を行った場合、条例手続実施勧告又は使用停止勧告の対象となります。

また、事業者が必要な手続を行わないとき、不正な方法により手続を行ったときは、勧告・公表の対象となります。

■ 手続全体のフロー図



Ⅱ-2 手続の詳細と注意事項

1 事業計画書及び周知計画書の提出 (条例第5条~第6条関係)

- (1) 実施する事業及び設置する廃棄物処理施設等について、関係住民の方々へ縦覧を行うための事業計画書(生活環境影響調査結果書を添付すること。)及び周知計画書(関係住民の方々へ周知を行うための計画書)を作成し、管轄する本庁循環型社会推進課又は総合事務所(以下「総合事務所等」という。)に提出してください。
- (2)総合事務所等では、事業計画書及び周知計画書が提出されたときには、次のとおり確認等を行います。
 - ア 事業計画書及び周知計画書について、次の事項等の確認を行います。

■事業計画書

- ・事業計画における廃棄物処理施設等の構造及び設備・維持管理の方法が、法に定める許可基準、処理基準及び処理施設の維持管理の技術上の基準、ダイオキシン法に定める排出基準、 県が定める指針に適合したものであるか。
- ・生活環境影響調査結果書が、「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」に従ったものであるか。

■周知計画書

- ・関係住民に十分周知ができる計画となっているか。
- イ 内容確認において、提出された書類に不備がある場合や、提出された書類だけでは基準等に適合したものか判断できない場合には、書類の補正(添付書類の訂正、追加提出等)を文書で求めます。
- ウ 書類の内容確認後(イの補正を求めた場合は、当該補正完了後)、事業計画書及び周知計画書 を関係市町村長に送付し、14 日の期限を付して、事業計画に係る関係法令の手続、周知計画に係 る意見の照会を行うとともに、設置予定場所の現地調査を実施します。
- エ 現地調査及び市町村長からの意見に基づき、周知計画の修正が必要と認められたときは、条例 第7条第2項に基づき、周知計画の修正について指示します。
- オ 周知計画の修正が必要ない場合は、その旨をお知らせします。

2 周知の実施(条例第9条~第12条関係)

- (1) 1 (2) 才の通知を受けたときは、周知計画に従って周知(広告、縦覧、説明会の開催)を行ってください。
- (2) 広告及び縦覧
 - ア 広告文書及び縦覧書類は、広告及び縦覧の開始日の前日までに各広告及び縦覧場所に持参等してください。
 - イ 縦覧場所には、次の事項を明示するとともに、意見書の様式(規則様式第3号)を備え置いて ください。
 - ①当該縦覧は、条例第9条の規定に基づき実施するものであること。
 - ②地域における生活環境の保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民は、条例 第11条の規定に基づき広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日(縦覧期間満 了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、説明会終了日の翌日から起算して14日 を経過する日)までに、意見書を事業者及び総合事務所等に提出できること。
 - ③提出された意見書に対しては、条例第 12 条の規定に基づき、見解書が事業者から送付されるとともに、縦覧等により周知されること。

(3) 説明会

説明会においては、参加者の理解が得られたか確認していただくとともに、実施状況報告書におい

て記載が必要となる事項(開会・閉会時刻、参加者の人数及び区分(居住者、事業者等の別)、質問 及びその応答内容等)について記録をしておいてください。

(4) 意見書及び見解書

- ア 意見書が提出されたときは、総合事務所等に連絡するとともに、速やかに見解書を作成し、総合事務所等に提出してください。
- イ 併せて見解書を意見書提出者に通知するとともに、縦覧場所での縦覧(7日間)及びその他の 方法により周知してください。
- (5) 広告、縦覧、説明会の各場所における実施状況の写真撮影をお願いします。 (周知終了後、実施 状況報告書を提出する際に、写真を提出してください。)

3 関係法令との整合性の確認 (条例第8条関係)

- (1)総合事務所等では、事業計画の内容と関係法令等との整合性(事業者が確認した関係法令の手続等)について照会を行い、その結果を文書で通知します。
- (2)関係法令において、追加で必要な手続がある場合は、手続の実施や関係機関との協議等を行って、その状況を総合事務所等に書面で報告してください。

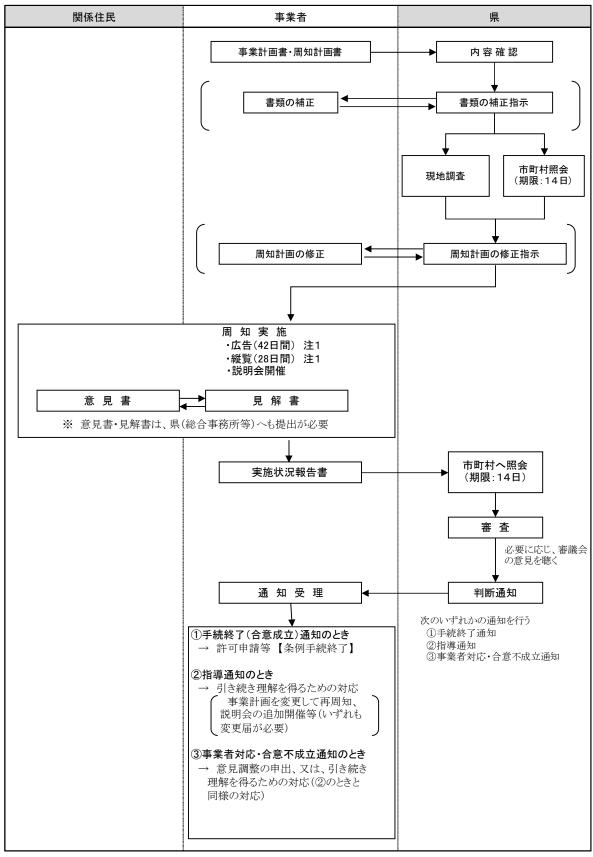
4 事業計画又は周知計画変更届出書の提出 (条例第21条関係)

- (1) 事業計画書又は周知計画書の内容を変更しようとするときは、変更届出書を提出しなければなりません。
- (2)変更内容が規則第19条に定めるもの以外の場合は、再度、条例の手続が必要となりますので、十分ご注意ください。(変更を検討される際は、窓口担当者へ確認・相談してください。)

5 実施状況報告書の提出 (条例第14条~第16条関係)

- (1) 周知終了後(関係住民への周知に係る対応を十分に行ったと判断した場合)、実施状況報告書を 総合事務所等に提出してください。
- (2)総合事務所等では、次のとおり審査を行います。
 - ア 内容を確認した上で、関係市町村長に送付し14日の期限を付して、意見照会を行います。(報告書に不備がある場合や、内容が不十分な場合には、書類の補正(書類の訂正、追加提出等)を文書で求めます。)
 - イ 実施状況報告書及び関係市町村長からの意見に基づき、必要に応じて鳥取県廃棄物審議会の意 見を聴いて、実施状況報告に対する通知を行います。
- (3) (2) イの通知の内容に応じて、次のとおり対応してください。
 - ア 手続終了(合意成立)通知(関係住民の理解が得られたと認めるとき)
 - → 条例の手続は終了です。許可申請等を行ってください。
 - イ 指導通知 (事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られないと認めるとき)
 - → 引き続き、関係住民の理解を得るための対応(説明会の追加開催、事業計画を変更し再周知等)を行ってください。説明会の追加開催、事業計画の変更を行うときは、変更届出を行ってください。
 - ウ 事業者対応・合意不成立通知(事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られないと 認めるとき)
 - → 条例第 17 条に基づく意見の調整の申出を行うか、イの場合と同様の対応(関係住民の理解を得るための対応)を行ってください。

■主要手続の詳細フロー(実施状況報告に対する判断通知まで)



- 注1 説明会を追加する場合など、広告・縦覧期間の延長が必要な場合がある。
- 注2 () 書きは、補正・修正が必要なときのみ。
- 注3 事業計画又は周知計画に変更があったときは、変更届の提出が必要。変更事由が、規則第19条に定めるもの以外の場合、再度、手続が必要となる。

6 意見の調整 (条例第17条~第19条関係)

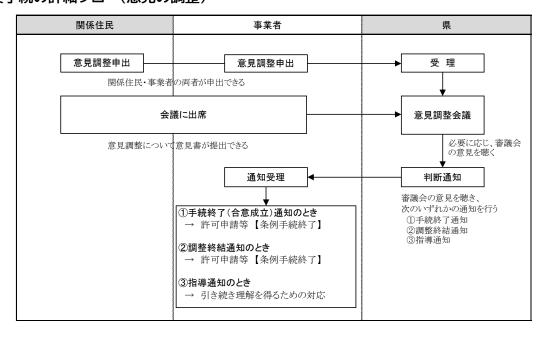
- (1) 5 (3) ウの事業者対応・合意不成立通知が行われた場合、事業者又は関係住民は、紛争解決の ための意見の調整を知事に申し出ることができます。
- (2) 知事は、(1) の申出があった場合、必要があると認めるときは、知事が主催する会議において 事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、 紛争の解決を図ります。(知事が会議を主催する際は、会議への出席や資料の提出等について協力 をお願いします。)
- (3) 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整について意見書を知事に提出することができます。
- (4) 知事は、鳥取県廃棄物審議会の意見を聴いた上で、意見の調整を行った結果について次のいずれに該当するかについて判断し通知しますので、通知の内容に応じて次のとおり対応してください。
- ア 手続終了(合意成立)通知(関係住民の理解が得られたと認めるとき)
 - → 条例の手続は終了です。許可申請等を行ってください。

イ 調整終結通知

事業者の対応が十分と認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合

- ① 関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- ② 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- ③ 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき。
- → 条例の手続は終了です。許可申請等を行ってください。
- ウ 指導通知(事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られないと認めるとき)
 - → 引き続き、関係住民の理解を得るための対応を行ってください。

■ 主要手続の詳細フロー(意見の調整)



Ⅱ-3 書類の作成・提出における注意事項

1 書類の作成

- (1) 事業計画書等の様式は、循環型社会推進課のホームページからダウンロードできます (https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336)。ホームページからダウンロードできない方は、窓口にお問い合わせください。
- (2) 必要な添付書類及び記載方法については、「Ⅱ-4 添付書類及び記載例」を御参考ください。 なお、記載例は、焼却に係る処分業許可を有する方が破砕施設を新たに設置する場合を想定した ものです。
- (3) 規則で定められた様式以外の書類は、所要の事項がすべて記載されていれば類似様式、他県の様式であっても差し支えありません。
- (4) 提出前には、各チェックシートにより、記載内容を必ず確認し、誤記入、記入漏れ、必要書類の 添付漏れがないようにしてください。
- (5) 提出書類は、A4版の大きさとしてください。図面等でA4版では内容が判別できない場合は、A4版以外の大きさの用紙でも構いません。
- (6) 記入に当たって、色分けを行う場合は蛍光ペンを使用せず、色鉛筆等長期間保存しても色が消えないもので記入してください。
- (7) 書類は、「必要書類一覧」に記載された書類順とし、各分類の最初の書類には分類名を記載した インデックスを貼り付けてください。
- (8)申請書等に押印をしていただく必要はありませんが、押印が無い場合、必要に応じて本人確認(本人確認書類の提示や提出、電話等による確認等)を行う場合があります。

2 書類の提出

- (1) 事業計画書等の提出は、事業者本人、又は事業計画書等の内容に精通した方が持参してください。
- (2) 窓口への来所にあたっては、あらかじめ提出先に連絡をお願いします。
- (3)提出部数は、正本1通及び副本2通です。なお、副本の部数の追加をお願いすることがあります ので御了承ください。
- (4) 副本のうち1部は受理時に返却します。

【重要】提出された書類の取扱について

- 1 提出された事業計画書等の書類は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号) 第2条第2項に規定する公文書として同条例による開示請求の対象となります。
- 2 提出された書類に対して公文書開示請求があれば、個人情報及び法人の不利益情報等 を除き、原則開示の対象となります。

Ⅱ-4 添付書類及び記載例

1 事業計画書

条例の手続を行う際、最初に作成しなければならない書類です。

この事業計画書は、関係住民の縦覧に供されるものですので、わかりやすく、丁寧に作成してください。

作成に当たっては、チェックシート及び記載例を参考にしていただき、書類に不備がないようにしてください。

☞ ポイント!

1 事業計画を変更するときは、次の①~③の変更を除き、手続のやり直しとなりますので、計画を十分検討し、確定した上で、提出してください。

【手続のやり直しとならない変更】

- ① 関係住民の意見に基づく変更
- ② 関係法令の照会結果通知に基づく変更
- ③ 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする変更等
- 2 条例手続終了後は、法又はダイオキシン法に基づく許可申請等の手続を行うこととなりますので、法に定める施設の技術上の基準、維持管理の技術上の基準、処理基準、ダイオキシン法に基づく排出基準等の基準に適合したものとしてください。
- 3 条例第5条第2項の規定に基づき、次の指針に基づくものとしてください。
 - ① 中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針
 - ② 最終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針
- 4 生活環境影響調査結果書については、「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針(本手引・付属資料 p94)」に従って作成してください。
- 5 関係住民の縦覧に供されることとなりますので、個人情報等の記載には十分ご注意く ださい。

事業計画書の必要書類一覧

分類	NO	書類の名称
事業計画書	1	事業計画書(規則様式第1号)
	2	事業計画の概要
関係法令	3	関係法令等の許可等の種類及び手続の実施状況
施設関係	4	施設付近の見取図
	5	施設の配置図(表示設置位置を含む)
	6	施設、建屋(門扉・囲いを含む)の平面図、立面図、断面図、構造図
	7	排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図
	8	排水(汚水・雨水)の経路図
	9	処理工程図 【積替え保管、中間処理】
	10	処理後の廃棄物の処分方法 【中間処理施設】
	11	産業廃棄物等の保管場所の概要
	12	構造・設備指針への適合状況
	13	周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
		【最終処分場】
	14	施設の設計(構造)計算書
	15	施設の能力計算書(積替え保管施設にあっては保管上限に係る計算書)
	16	排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類
土地関係	17	設置場所の地番、地目等
	18	設置場所の登記事項証明書
	19	登記所に備えられた地図(公図)
アセス	20	生活環境影響調査結果書
維持管理	21	周辺区域の生活環境の保全のための措置(環境保全目標値を含む)
	22	維持管理計画書
	23	災害防止計画書 【最終処分場】

【注意事項】

No.4 施設付近の見取図

・設置する場所、周辺の住宅等が明確にわかる図面(住宅地図等)を利用して作成してください。

No.6 施設・建屋(門扉・囲いを含む)の平面図、立面図、断面図、構造図

- ・主要な設備のみならず、処理に利用する全ての施設について、添付してください。
- ・ベルトコンベア等の複数の設備と組み合わせて設置する場合は、実際に設置した場合の施設全体の図面も添付してください。
- ・建屋については、処理施設を設置する建屋のほか、保管施設、その他付帯設備を設置する全ての建屋、 門扉、囲いについて添付してください。

No.7 排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図

・処理系統図には、各設備への流入量、流入時の濃度等の値も記載してください。

No.13 周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

・地層図、地形図、ボーリング調査結果、地下水調査結果等を提出してください。

No.15 施設の能力計算書(積替え保管施設にあっては保管上限に係る計算書)

- ・中間処理施設であって複数の産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物の種類ごとに単独で処理した 場合について作成してください。
- ・産業廃棄物の重量換算に当たっては、「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持 管理指針」に掲載の「産業廃棄物(容量→重量)換算係数一覧表」の数値を参考にしてください。
- ・積替え保管施設にあっては、保管上限に係る計算書を提出してください。

No.16 排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類

・中間処理施設であって、複数の産業廃棄物を処理する場合は、産業廃棄物の種類ごとに単独で処理した場合について作成してください。

No.18 設置場所の登記事項証明書

- ・「設置場所の地番、地目等」に記載した全ての土地について添付してください。
- ・証明日は、事業計画書提出日以前3か月以内のものとしてください(コピー可)。

No.19 登記所に備えられた地図(公図)

- ・処理施設の設置場所、処理施設を設置する事業場・保管施設の位置を記載してください。
- ・本書類は、登記所(法務局、地方法務局、その支局及び出張所)で取得できます。
- ・証明日は、本申請日以前3カ月以内のものとしてください(コピー可)。

No.22 維持管理計画書

- ・維持管理計画書は、「中間処理施設及び積替え保管施設の構造・設備指針及び維持管理指針」及び「最 終処分場の構造・設備指針及び維持管理指針」に基づいたものとしてください。
- ・作成に当たっては、共通基準だけではなく、個別基準についても記載してください。

No.23 災害防止計画書

- ・次の事項を記載してください。
 - ① 廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項
 - ② 公共用水域及び地下水の汚染防止に関する事項
 - ③ 火災の発生の防止に関する事項
 - ④ その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項

その他

事業計画書は関係住民の縦覧に供するものであるため、既に県に提出された書類で変更がないものであっても、省略することはできません。

事業計画書チェックシート

No.	確認欄	
1		事業計画書
		(1) 事業者(提出者)
		・郵便番号、氏名、住所、電話番号の記載はあるか。
		(2) 設置目的・理由
		・簡潔かつ適切に記載しているか。
		(3) 廃棄物処理施設等の種類及び当該処理施設において処理する廃棄物の種類
		・廃棄物処理施設等の種類は、3ページの「対象施設」に記載された種類を記載しているか。 知事の許可が必要な産業廃棄物処理施設設については、5ページの別表に記載された種類を 記載しているか。
		・処理する産業廃棄物は、100ページの「廃棄物の区分について」に記載された種類等を記載 しているか。
		・処理する産業廃棄物については、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品 産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取り扱いを記載しているか。
		(4) 廃棄物処理施設等の設置場所
		・土地の登記簿謄本に記載された住所と一致しているか。
		(5) 廃棄物処理施設等の処理能力
		• 1 時間当たりの処理能力、稼働時間、これらを乗じて得た1日当たりの処理能力を記載しているか。
		・取り扱う廃棄物の品目ごとに記載しているか。
		・最大処理能力を記載しているか。
		・施設の設計計算書の内容と一致しているか。
		(6) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の概要
		(7) 関係法令の許可等の種類、手続実施状況
		(8) 廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を行わない日
		・作業の時間帯を記載しているか。
		・処理能力に記載された稼働時間と矛盾がないか。
		・作業を行わない日を記載しているか。
		(9) 事故対応費用に係る措置の有無及びその内容
		・措置の内容がわかるよう記載しているか。
2	_	事業計画の概要
3		・わかりやすく記載しているか。
3		関係法令等の許可等の種類及び手続の実施状況
		・各手続について、確認先、確認年月日を記載しているか。 ・自ら判断した場合は、判断根拠を記載しているか。
		・手続が必要なものについては、手続状況(予定)を記載しているか。
4		施設付近の見取図
4		・周辺の住宅等の状況がわかるか。
5		施設の配置図(表示設置位置を含む)
U		・施設全体の図面を添付しているか。
		・処理施設・保管施設を、わかりやすく記載しているか。
		・囲い、雨水排水路、排水処理設備、排ガス処理設備、悪臭防止設備、表示の位置を記載して
		いるか。
6		施設、建屋(門扉・囲いを含む)の構造図、平面図、立面図、断面図
		・廃棄物処理に使用するすべての施設の構造がわかる図面を添付しているか。
		・廃棄物処理に使用するすべての建屋の構造がわかる図面を添付しているか。
		・門扉、囲いの構造がわかる図面を添付しているか。
7		排ガス、排水の処理方法に係る処理系統図
8		排水(汚水・雨水)の経路図
		・排水路、排水処理設備の設置場所を記載しているか。
		・水勾配を記載しているか。
		・主要な河川・水路までの経路を記載しているか。
9		処理工程図 【積替え保管、中間処理施設】
		・すべての処理工程を記載しているか。
10		処理後の廃棄物の処分方法 【中間処理施設】
		・すべての廃棄物について処分方法を記載しているか。

No.	確認欄	内容
11		産業廃棄物等の保管施設の概要
		・すべての保管施設について、記載しているか。
		・保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)を添付しているか。
		・保管能力の根拠書類(計算書)を添付しているか。
		・施設の配置図に記載のNo.と整合が取れているか。
12		構造・設備指針への適合状況
		・指針と対比して、適合していることを示しているか。
		・共通基準、保管施設・積替え保管施設、個別基準に漏れはないか。
13		周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面 【最終処分場】
		・地層図、地形図、ボーリング調査結果、地下水調査結果を添付しているか。
14		施設の設計(構造)計算書
15		施設の能力計算書(積替え保管施設にあっては保管上限に係る計算書)
		・事業計画書に記載された能力と一致しているか。
16		排ガスの量・性状、処理水の水量・水質の根拠書類
17		設置場所の地番、地目等
		・設置予定場所の所在、地番を記載しているか。
		・施設欄には、処理施設本体を設置する場所のみを記載しているか。
		・処理施設設置区域すべてを記載しているか。
		・土地の登記簿謄本に記載の所在・地番・地目と一致しているか。
		・土地の公図に記載した施設の位置と整合があるか。
18		設置場所の登記事項証明書
		・証明日から3月以内のものか。
		・「設置場所の地番、地目等」に記載されたすべての土地について添付しているか。
19		登記所に備えられた地図(公図)
		・処理施設、保管施設、事業場の位置を記載しているか。
		・「設置場所の地番、地目等」に記載されたすべての土地について添付しているか。
		・証明日から3月以内のものか。
20		生活環境影響調査結果書
		・調査項目の選定は適切か。施設の内容に合っているか。
		・調査項目に含めなかった項目について、その理由を明記しているか。
		・調査対象地域、予測地点は適切か。
		・現況把握の方法は適切か。
		・予測の方法は適切か。
		・環境保全目標の設定は適切か。
		・評価の方法は適切か。
		・評価結果は、環境保全目標を超過していないか。
		・調査・予測地点を図示しているか。
0.		・予測評価結果は分かりやすく記載しているか。
21		周辺区域の生活環境の保全のための措置
		・環境保全目標値は適切か。
0.0		・内容は適切か。
22		維持管理計画書(環境保全目標値を含む)
		・指針と対比して、適合していることを示しているか。
99		・共通基準、保管施設・積替え保管施設、個別基準、特定小型焼却施設に漏れはないか。
23		災害防止計画書 【最終処分場】
		・廃棄物の飛散及び流出の防止に関する事項を記載しているか。・公共用水域及び地下水の汚染防止に関する事項を記載しているか。
		・公共用が収及い地下水の汚染防止に関する事項を記載しているか。 ・火災の発生の防止に関する事項を記載しているか。
<u> </u>		・その他最終処分場に係る災害の防止に関する事項を記載しているか。

様式第1号(第6条関係)

事業計画書

年 月 日

○○総合事務所長 様

注1

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第1項の規定により、次のとおり事業計画を提出します。

廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必要とする理由 注2	現在、建設工事業者から委託を受け、焼却処理している木くずについて、リサイクルが可能なものについては破砕し、製紙 原料として販売するために破砕施設を設置する。
廃棄物処理施設等の種類及び当該施設 において処理する廃棄物の種類 注3	施設の種類:木くず又はがれき類の破砕施設 廃棄物の種類:木くず (特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製 品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等であるものを除く。)
廃棄物処理施設等の設置場所 注4	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇、〇〇、〇〇
廃棄物処理施設等の処理能力 注5	128トン/日(16トン/時間×8時間/日)
廃棄物処理施設等の処理方式、構造及 び設備の概要 注6	二軸剪断方式 構造及び設備の概要は別紙のとおり
事業の実施に当たって関係する法令等 の許可等の種類及び手続の実施状 注7	別紙のとおり
廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び 作業を行わない日 注8	作業時間:8~12時、13~17時 作業を行わない日:土曜日、日曜日、祝祭日
鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手 続の適正化及び紛争の予防、調整等に 関する条例第 27 条の規定により行う	○○保険に加入する。 契約内容は、別紙のとおり
措置の有無及びその内容 注9	

【注意事項】

- 注1 ・法人の場合は登記事項証明書、個人の場合は住民票のとおり記載してください。
- 注2 ・関係住民にわかりやすいよう設置の目的・理由を簡潔に記載してください。
- 注3 ・廃棄物処理施設等の種類は、次のとおり記載してください。
 - ① 一般廃棄物処理施設:「ごみ処理施設」、「し尿処理施設」、「最終処分場」の別を記載すること。なお、ごみ処理施設については、施設の概要がわかるように具体的な種類をかっこ書きすること。(例:破砕施設、選別施設等)
 - ② 産業廃棄物処理施設(許可施設):5ページの「設置許可が必要な産業廃棄物処理施設」に記載された「施設の種類」のとおり記載すること。
 - ③ その他の施設:処理施設の概要がわかるよう具体的に記載すること。(例:たい肥 化施設、積替え保管施設、特定小型焼却施設等)
 - ・廃棄物の種類は、付属資料 p100 にある「廃棄物の種類」に記載された種類を記載してく ださい。
 - ・取扱う廃棄物に限定がある場合は、その限定についてかっこ書きをしてください。 例:がれき類(アスファルト廃材に限る。)、廃酸(シアンを含むものを除く。)
 - ・取扱う廃棄物が産業廃棄物の場合は、特別管理産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、水銀使 用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の取扱いについて記載してください。
- 注4 ・処理施設の本体、保管施設、管理事務所等の廃棄物処理事業に係るすべての施設の設置予 定場所を記載してください。
 - ・登記事項証明書に記載されたとおり記載してください。
 - ・複数の土地にまたがって処理施設を設置する場合は、すべての土地について記載してください。
- 注5 ・積替え保管施設の場合は、産業廃棄物の種類ごとの保管能力を記載してください。
 - ・中間処理施設の場合は、1時間当たりの処理能力、稼働時間及びこれらを乗じた1日当たりの処理能力を記載してください。

【稼働時間は8時間を基本とし、8時間/日を超える場合は実稼働時間の処理能力を、8時間未満の場合は8時間当たりの処理能力としてください。

- ・中間処理施設で、複数の品目の廃棄物を取扱う場合は、すべての品目毎に記載してください。
- ・最終処分場の場合は、埋立処分する場所の面積及び埋立容量を記載してください。
- 注6 ・構造及び設備の概要については、「別紙のとおり」と記載し、構造を明らかにする平面 図、立面図、断面図、構造図等の図面を添付してください。
- 注7 ・関係法令について手続窓口等に確認し、その結果及び手続状況を記載した別紙を添付してください。
- 注8 ・作業の時間帯、作業を行わない日を具体的に記載してください。
- 注9 ・損害保険に加入する場合は、契約(予定)内容(補償額、支払い対象事故等)がわかる資料を添付してください。
 - ・社内積立の場合は、「月〇〇万円を社内積立て」のように具体的に記載するとともに、金額の設定根拠資料(想定される事故、損害額等)を添付してください。

その他 欄内に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載の上、必要事項が記載された別紙 を添付してください。

事業計画の概要

1	設置	(事業)	目的
	ᇇᆫ	\ T A	

• 申請する事業の目的について、簡潔明瞭に記載 してください。

現在、建設工事業者から委託を受け、焼却処理している木くずについて、新たに設置する木くずの破 砕施設により破砕し、破砕後の木くずチップを製紙原料として製紙会社に販売し、最終処分量を減少さ せる。

- 2 設置場所の概要
- (1) 設置場所の地名地番

鳥取県〇〇市〇〇町〇〇 外2筆

・施設を設置する場所について記載し、その他の 土地は「外〇筆」と記載してください。

(2) 土地規制

市街化調整区域

(3)土地の現況

産業廃棄物処理施設

(4) 開発区域面積 $-m^2$ 新たな開発なし

- ・今回の申請に伴って新たに都市計画法に基づく開発を行っ た場合は、開発を行った面積を、記載してください。 ・特に開発をしていない場合は、「新たな開発なし」と記載
- してください。

(5)建築物の有無((有)

No.	建築場所の地名地番	建築面積	新設・既設の別	主 な 用 途
	〇〇市 〇〇町〇〇	200 m ²	新設	破砕施設設置建屋
	○○市○○町○○	200 m ²	既設	焼却施設設置建屋
	○○市○○町○○	200 m ²	既設	保管施設
	○○市○○町○○	35 m²	既設	管理事務所

注)Noは、施設の配置図等と整合を図ること。

- 3 中間処理後の廃棄物の処理方法・埋立終了後の跡地利用
- ・破砕した木くずは、製紙原料として、製紙会社へ販売する。
- ・ リサイクル不適物は、自社焼却炉にて、焼却処理し、燃え殻及びばいじんは産業廃棄物処分業者に処 分委託する。
- ・選別した金属くずは、リサイクル原料として金属回収業者に販売する。

- 4申請者の概要
- (1)資本金
- 2.000万円

産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業

(の) 公共日報 が担言中公共日報及びての効果士士

(3) 従業員数、新規雇用従業員数及びその確保方法

従業員数:22名(役員を除く。) 新規雇用従業員数:2名採用済

(4) 申請手続き担当者

総務部総務課 〇〇 〇〇

5 その他 参考事項

・処理前の木くずの保管は、焼却施設の保管施設と兼ねる。

・他の産業廃棄物処理施設に関する許可情報

設置場所:○○市○○町○○

処理能力:2.4t/日

許可番号:〇〇〇〇

許可年月日:〇〇年〇〇月〇〇日

・現在既に所有している産業廃棄物処理施設に関する許可の概要等を説明します。

事業計画書·作成例·No.3

関係法令等の許可等の種類及び手続の実施状況

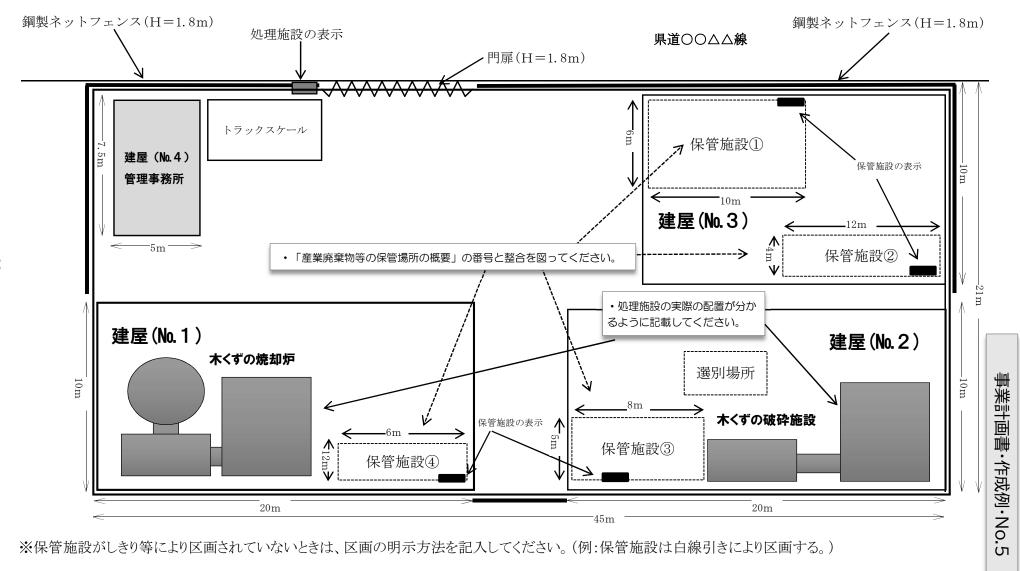
法律名	関係条文(必要手続き等)	手続き 必要性の有無	確認年月日 確認先など	手続き状況
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	無	自社判断 (権利移転なし)	
都市計画法	第 29 条(開発行為許可申請)	無	自社判断 (開発行為なし、) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	マルドナッた担合
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	無	日在判断	で判断された場合 判断根拠を必ず記載 ください。
建築基準法	第6条(建築確認申請)	無	〇年〇月〇日 wu u u u u u u u u u u u u u u u u u u	・ ア 明 T
	第51条(ただし書き許可申請)	有	同上	申請予定 (○月頃)▼
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	有		要な手続があるとき
	第5条(転用目的での権利移動 の許可申請・届出)	無	1 ISI F 1	手続状況(予定)を してください。
農業振興地域の整備 に関する法律	第 13 条 (農業振興地域整備計画 の変更)	無		 上で判断できない場
	第 15 条の 2 (開発行為の許可申請)	無		、担当窓口に確認 確認日・窓口名、担
海岸法	第7条 (海岸保全区域の占用許可申請)	無	自社判断 (保全区域の占用な	名を記載してくださ
	第8条(海岸保全区域の開発行 為の許可申請)	無	自社判断 (保全区域の開発な	
港湾法	第37条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	無	自社判断 (港湾地域でない)	
	第38条の2(臨港地区内における行為の届出)	無	同上	
道路法	第32条(道路の占用の許可申 請)	無	自社判断 (道路占用なし)	
		\sim		
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設の設置 の届出)	無	〇年〇月〇日 総合 事所〇〇課××氏に	
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出	無	〇年〇月〇日 総合 事務所〇〇課××氏	
騒音規制法	第6条(特定施設の設置の届 出)	無	〇年〇月〇日 総合 事務所〇〇課××氏	
振動規制法	第6条 (特定施設の設置の届 出)	無	〇年〇月〇日 総合 事務所〇〇課××氏	
ダイオキシン類対策 特別措置法	第 12 条(特定施設の設置の届出)	無	〇年〇月〇日 届出 済	
下水道法	第 11 条の 2(使用の開始等の届出)	無	〇年〇月〇日 総合 事務所〇〇課××氏	
	第12条の3 (特定施設の設置等の届出)	無	〇年〇月〇日 総合 事務所〇〇課××氏	
景観法	第 16 条 (景観計画区域における 特定行為の届出)	無	〇年〇月〇日 総合 事務所〇〇課××氏	

[※] 廃棄物処理施設等に係る主な関係法令相談窓口は、本手引の付属資料 p102 に掲載しています。

施設配置図(S=1:200)

- ・土地の公図に記載した施設の位置と整合を取って下さい。
- ・排水経路が必要な場合は、これと同じ図面を用意して、水の流れを矢印で追記すれば便利です。(次ページ参



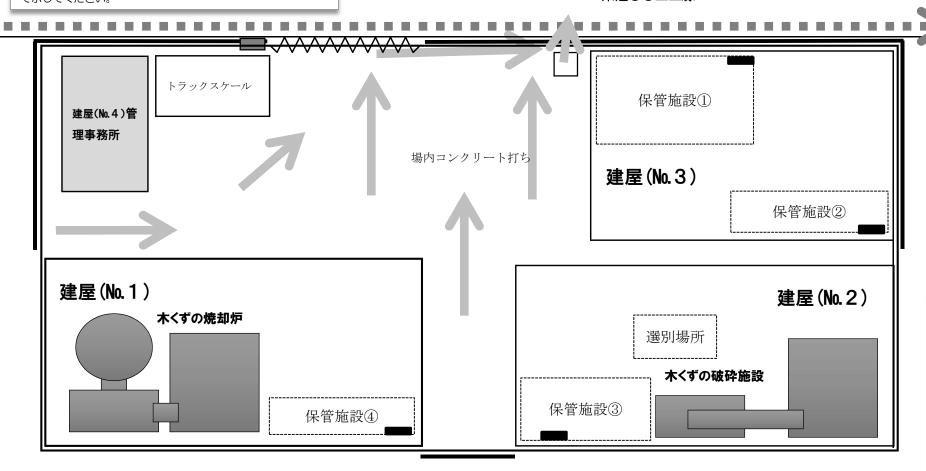




※水勾配を矢印で記載してください。

※敷地外の排水経路については、別図で、主要な河川・水路まで示してください。

県道○○△△線

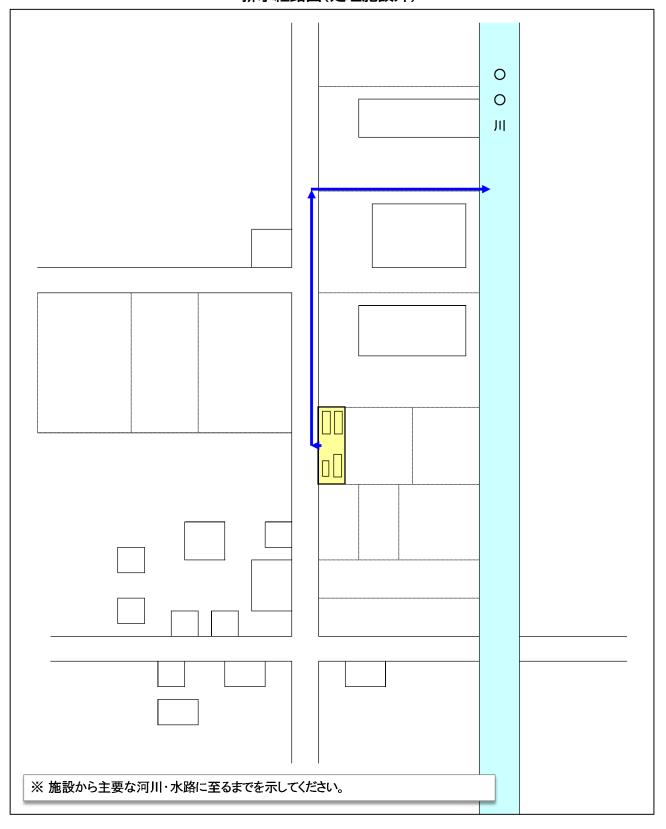


※道路側溝への排水は雨水のみ(処理施設からの排水はなし。管理事務所の排水は下水道接続)

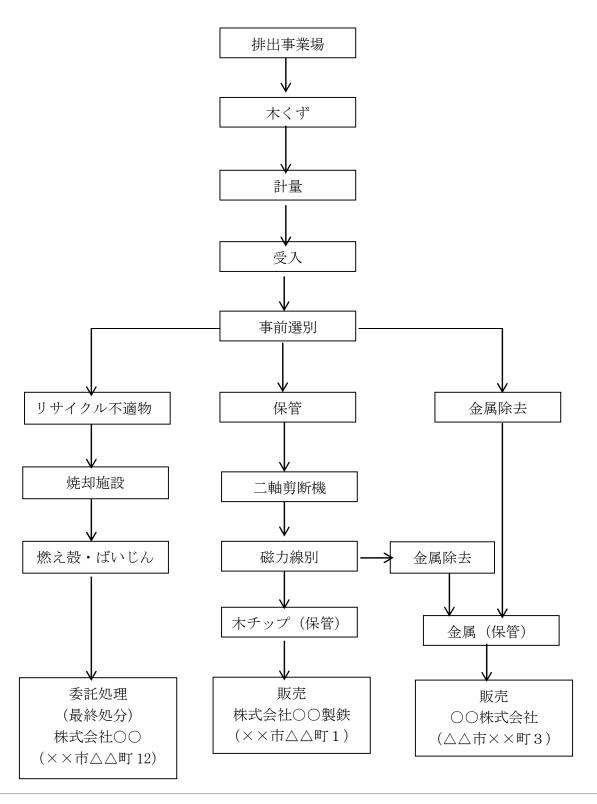
2

事業計画書·作成例·No.8①

排水経路図(処理施設外)



処理工程図(処理後の廃棄物の処分方法を含む)



- あくまでも、作成例であり、実際に行う処理に基づき作成してください。 処理施設における処理工程に段階がある場合は、その内容も記載したものとしてください。 廃棄物の2次処理を他者へ委託する場合は、その委託先についても記載してください。 上記のように処理後の廃棄物の処分方法と、処理工程図を兼ねた書類として、作成されても結構です。

【1 処理前の産業廃棄物の保管場所】

No.	1	2
産業廃棄物の種類	木くず	木くず
保管場所(地名地番)	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇市〇〇町〇〇
構造	建屋(No.3)内	建屋(No.3)内
保管能力	60 t -m 3	48 t -m ³ •
保管面積	60 m²	48 m²
積上げ最高高さ	3 m	3 m
飛散、流出、地下浸透悪 臭等防止措置	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管

- 注1)保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)、保管能力の根拠書類(計算書)を添付すること。
- 注2) No.は、施設の配置図、保管場所の図面等の整合を図ること。
- 注3) 積上げ最高高さの表示は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る
 - 単位の別を選択します。(トン・m³)
 - ・ワープロ作成の場合は、いずれかの不要単位を削除します。

【2 処理後の残さの保管場所】

No.	3	4
産業廃棄物の種類	木くずチップ	燃え殻
保管場所 (地名地番)	〇〇市〇〇町〇〇	〇〇市〇〇町〇〇
構造	建屋 (No.2内)	建屋(No.1)にて 鉄製コンテナによる保 管
保管能力	40 t ∗m ³	18 t→ m³ 🖟
保管面積	40 m²	12 m²
積上げ最高高さ	3 m	– m
飛散、流出、地下浸透、 悪臭等防止措置	床面鉄筋コンクリート 建屋内バラ積み保管	床面鉄筋コンクリート 建屋内コンテナ保管

- 注1) 保管場所の図面(平面図、立面図、断面図)、保管能力の根拠書類(計算書)を添付すること。
- 注2) No.は、施設の配置図、保管場所の図面等の整合を図ること。
- 注3) 積上げ最高高さの表示は、屋外において容器を用いずに保管する場合に限る。
 - ・施設で区分けしている全ての保管場所について記載します。
 - ・保管場所等が多く1枚に記載しきれない場合は、適宜当該様式を増やして説明してください。

構造・設備指針への適合状況 I 共通基準				
I 只应签字 区 分 1 管理設備等	指針記載事項	対応内容		
(1) 囲い等	① 処理施設区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止する ことができる囲いが設けられていること。・・・・・	① 処理施設区域の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止するための囲いを設置済み。		
	② 囲いの構造等は、原則として表-1の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒、破壊しないものとすること。ただし、処理施設区域周辺に人家や交通量の多い道路のない地域にあっては表-2の基準と同等又はそれ以上の耐久性を有するものとすることができる。 【表-1】			
(17) 騒音及び振	中間処理施設又は積替え保管施設から発生する騒音及び振動により 周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、騒音及 び振動防止設備を設けること。	騒音を防止するため、破砕施設は屋内に設置し、壁面に防音ボードを設置する。		
動防止設備	なお、当該設備は、別表4に示す維持管理目標値に適合する設備であること。	生活環境影響調査の結果、維持管理目標値(周辺区域の生活環境保全の ための措置に記載)に適合する。		
	① 中間処理施設又は積替え保管施設には、廃棄物の飛散及び流出を防止することができる構造又は必要な設備が設けられていること。	① 破砕施設及び保管施設は、廃棄物の飛散及び流出を防止するため、建 屋内に設置する。		
(18) 飛散及び流	また、廃棄物の破砕等により発生する粉じんにより周辺地域の生活 環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、集じん機等粉じん防止 設備を設けること。			
出防止設備	② 液状廃棄物を取扱う施設にあっては、事故時における受入設備その他の設備からの流出を防止するため、鉄筋コンクリート製の流出防止堤を設けること。			
	なお、流出防止堤の容量は、槽又は容器容量の110%以上とし、配管 等は流出防止堤に貫通させて設置しないこと。	同上		

事業計画書·作成例·No.12②

構造・設備指針への適合状況

Ⅱ 保管施設・積替え保管施設

区分	指針記載事項	対応内容
	廃プラスチック類(廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと認められるものを除く。)、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、 繊維くず及び廃石膏ボードは建屋内に保管するものとし、次の要件 を備えること。	木くずは、建屋内に保管する。
(3) 廃プラスチック類等の保管設備	① 産業廃棄物を保管する建屋を産業廃棄物の保管以外の用途にも 供用する場合には、外周仕切(囲い)により産業廃棄物の保管区域 が明確に区分されていること。	木くずの保管場所は、白線引きにより区画する。
	② 保管量の合計量は、中間処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を上限とする。・・・	木くずの保管量は、処理能力の14日以下である。 保管上限: 処理能力128t/日 ÷ 比重0.5t/m³ × 14日 = 3,584m³ 保管量 : 60m³ + 48m³ = 108m3 < 保管上限3,584m³

- ※「共通基準」「保管施設・積替え保管施設」「個別基準」について、当該施設の対応内容を記載してください。
- ※ 該当しない項目については、該当しない旨を記載してくだ さい。

(明らかに該当しない項目については、削除していただいても結構です。)

※ 別表が必要な場合は、必ず添付してください。

構造・設備指針への適合状況

ш	山間.	机理	体验。	の個	別基準

<u>Ⅲ</u>	<u>中間処埋施設</u> 分	指針記載事項	対応内容		
	波砕・圧縮・切		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\		
	1 主要設備	可能			
	設置場所	① 破砕機、圧縮機、切断機は、原則として建屋内に設置すること。ただし、がれき類又はガラスくず類(廃石膏ボードを除く。以下同じ。)の破砕施設にあっては、この限りでない。	①破砕施設は建屋内に設置する。		
		② 必要に応じて、建屋はしゃ音構造のものであること。	②建屋には防音ボードを設置する。		
(2)	粉じん防止措	① 破砕機、圧縮機、切断機を屋内に設置する場合は、粉じんが建 屋から周囲に飛散することを防止するため、必要に応じて建屋内に 集じん装置を設置すること又は粉じん発生箇所に覆いの設置若しく は散水装置を設置すること。			
置		② がれき類又はガラスくず類の破砕施設を屋外に設置する場合に あっては、周囲の状況に応じて、粉じん発生箇所に覆い若しくは散 水装置を設置すること。	屋外設置ではないため、該当しない。		
(3)	排水処理設備	がれき類又はガラスくず類の破砕施設を屋外に設置する場合にあっては、場内の汚水を集水し、必要に応じて、p H調整及び懸濁物質 沈殿等の処理をすることができる排水処理施設を設けること。			
7 —	2 付帯設備				
(1)	受入設備	受入設備を設ける場合は、廃棄物の種類に応じてⅡの1の(2)又は (3)によること。	搬入された廃棄物の種類及び性状を検査するための受入設備(選別場所)を 建屋内に設ける。		
		処理後の破砕物等の貯留設備を設ける場合にあっては、廃棄物の種 類に応じて、Ⅱの1の(2)又は(3)の規定によること。	処理後の破砕物は、IIの1の(3)の規定のとおり、建屋内の区域を区分した 貯留設備で保管する。		
(3) 等	水質測定装置	管理事務所には、騒音、振動、pHに係る測定装置が備えられている こと。ただし、施設の種類及び規模によって、騒音の測定装置のみ とすることができる。	管理事務所に騒音計を備え置く。		
フ 砕施		廃棄物の破砕を行う移動式中間処理施設の構造は次のとおりとす る。	移動式の施設ではないため、該当しない。		

設置場所の地番、地目等

	- /\	h 11.	施設の所在地			lile 🖂	公簿	実 測		
	区分	名称	市町村	大字	字	地 番	地目	面積	面積	所有者の住所及び氏名
事		破砕施設	鳥取市	OO b		○番	雑種地	450m²	450m²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
	処理施設	焼却施設	鳥取市	○○町		○番	雑種地	50 m ²	50 m ²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
				^				m^2	m^2	
業		鳥取事務所	鳥取市	○○町		00	宅地	300m²	300 m ²	鳥取市東町〇丁目〇〇番地 鳥取〇〇株式会社
場	処理施設以外	保管施設	鳥取市	○○町		○番	雑種地	200m²	200m²	鳥取市○○10番地○○ ○△ ◇□
		1						m^2	m^2	
					\			m^2	m^2	
							計	1,000m²	1,000m²	
備考 不動産登記法第 4条所定の地図又は公図並びに登記簿謄本及び設置者が当該土地の所有権を有しない場合には、設置者が当該土地を使用する権限を有										
	・記載に当たっては、土地の登記事項証明書に記載の住所・地番・地目を記載してください。 ・土地の公図に記載した施設の位置と整合を取ってください。 ・複数の土地にまたがって施設を設置する場合は、全ての土地について記載し、記載できない場合は、当該欄を増やすなどして記載してくださ									

上欄には処理施設について、下欄には保管施設等の附帯施設を記載してください。

生活環境影響調査書

1 事業者名 鳥取県鳥取市東町○丁目○○番地 鳥取○○株式会社 代表取締役 鳥○ 吉○

2 施設の概要

(1) 施設の種類 木くず又はがれき類の破砕施設

(2) 施設の能力 1 2 8 トン/日 (1 6 トン/時間×8 時間/日)

(3) 施設の設置場所 鳥取県○○市○○町○○番○○

(4) 処理する廃棄物の種類 木くず

(5) 搬入出方法 1日 4トントラック・10トントラック各1台

処理後の木くずチップは、1日2回10トントラックで搬出

(6) 保管施設の位置 別添配置図のとおり

3 調査項目の選定

(1) 選定・非選定理由

調査項目の選定に当たっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省)」を参考にしてください。

	介医儿生田			
調査 事項	生活環境要因	生活環境調査項目	選定・非 選定の別	理由
大	廃棄物の運搬	NO 2	×	運搬車両の通行台数が、1日4台程度であるの
気	車両の走行	SPM	×	に対し、周辺の道路の交通量は、1 日 500 台以上
環		騒音レベル	×	であり、影響がほとんどないため、予測・調査は
境		振動レベル	×	行わない。
	施設の稼働	粉じん	0	破砕施設は建屋内に設置し、粉じん防止用散
				水装置、集じん装置を設置し、粉じんの飛散防止
				を図ることとしているが、投入口からわずかな
				がら粉じんが飛散すると考えられることから、
				調査を実施する。
		騒音レベル	0	破砕施設の稼働に伴い、騒音、振動による影
		振動レベル	0	響が懸念されることから、調査を実施する。
	施設からの	特定悪臭物質濃度、臭	×	処理する廃棄物は木くずであり、特定悪臭物
	悪臭の漏洩	気指数 (臭気濃度)		質を発生させる原因物質は含まれていないと考
				えられ、生活環境に影響を及ぼすことは非常に
				小さいことから、予測・調査は行わない。
水	施設排水の排出	BOD, SS	×	次の理由から調査は行わない。
環				・破砕施設、保管施設とも建屋内に設置し、雨の
境				影響はなく、取り扱う廃棄物からの汚水の発
				生もないこと
				・施設内の清掃等(清掃は、週1回程度)による
				排水は、排水溝を通じてピットに貯留し、粉
	調査の必要な	がないと判断した場合に	、その	じん防止の散水に利用するため、場外への排
		記載してください。		出はない。
				・粉じん防止用の散水は、廃棄物を湿らす程度
				で、わずかな量であり、また万一排水が出た
				としても、排水溝を通じてピットに貯留し、
				再度散水に利用するため、場外への排出はな
				ν _°
				・排水の地下浸透はない。

※ 「生活環境」には、人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含みます。(環境基本法第2条第3項参照)

(2) 調査実施項目の一覧表

19 3	州立人が古り、列立						
調査事項		生活環境影響要因 生活環境影響調査項目	排ガスの排出	施設排水の 排出	施設の稼働	施設からの 悪臭漏洩	廃棄物運搬 車両の走行
		生佔垛児於普讷且供日		19FILI	判	心天烟仪	中间以足门
大	大気質	粉じん	<u> </u>		0		
気		二酸化硫黄(SO ₂)]				
環		二酸化窒素(NO2)					
境		浮遊粒子状物質(SPM)					
		塩化水素					
		ダイオキシン類					
		その他必要な項目					
	騒音	騒音レベル			0		
	振動	振動レベル			0		
	悪臭	特定悪臭物質濃度、					
		臭気濃度					
水	水質	BOD 又は COD]				
環		浮遊物質量 (SS)					
境		その他必要な項目					
	地下水	地下水の流れ			-	-	

4 生活環境影響調査項目の現況及びその把握方法

調査実施項目について、参考となる既存の文献、資料はないことから、現地調査により現況を把握しました。

調査対象地域は、施設の種類を踏まえ、施設設置場所から半径200メートルとしました。

また、直近の民家は、施設から直線距離で500メートル離れており、施設稼働に伴う影響はないと考えられますが、当該民家の敷地境界線(施設側1地点)における現況も参考に調査しました。 調査地点は、図1のとおりであり、調査結果は、表1のとおりです。

調査対象地域は、廃棄物処理施設等の種類及び規模、地域特性等を踏まえ、調査事項が生活環境に 及ぼすおそれがある地域を設定してください。

5 影響の程度を予測するために把握した自然的条件及び社会的条件の現況及びその把握方法

現況の把握は、既存の文献、資料及び現地調査により行いました。

調査項目(粉じん、騒音、振動)に係る現況調査結果は、表2のとおりです。

把握した自然的条件及び社会的条件は、次のとおりであり、調査結果は、表3のとおりです。

	調査事項	自然的条件・社会的条件
大気	大気質	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源
環境	騒音・振動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生
		源

(注) 人家等: 人家のほか、事業所や家畜飼養施設等も含まれます。

6 施設の設置により予測される生活環境調査項目に係る変化の程度及びその変化が及ぶ地域の範囲並 びにその予測方法

各調査項目の予測は、次のとおり行い、予測対象時期は、施設の稼働による影響が最大となる作業時としました。

予測範囲は、現況の把握と同様に考え、施設設置場所から半径 200 メートル及び直近民家の敷地境界線(施設側1地点)としました。(調査地点は、図1のとおり)

予測結果は、表4のとおりです。

	調査項目	予測方法
大気環境	大気質	大気拡散式(プルーム式)を用いた大気質濃度を予測する方法
	騒音	距離減衰式、防音壁による透過損失・回析を用いて騒音の大き
		さ(騒音レベルの 90%レンジの上端値、等価騒音レベル)を予
		測する方法
	振動	距離減衰式を用いて振動の大きさ(振動レベルの 80%レンジの
		上端値)を予測する方法

※予測に当たっては、メーカーが測定しているデータを用いました。

予測結果は、表にまとめ、環境保全目標値と比較します。

7 施設の設置による周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度の分析結果

生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び生活環境の保全上の目標(環境保全目標値)を考慮しながら分析したところ、いずれの調査項目においても施設稼働に伴い環境保全目標値を上回る地点はなく、また直近民家における予測値が現況より大幅に増大することはないことから、生活環境に与える影響はほとんどないと評価します。

なお、生活環境に与える影響はほとんどないと評価しておりますが、施設の老朽化等に伴い施設周辺の生活環境への影響が増大することも想定されることから、施設稼働後は1年に6回、施設設置場所の敷地境界線上において騒音、振動の調査を行うとともに、必要に応じて大気質(SPM)の調査を実施し、生活環境保全目標値の遵守状況を確認し、施設の修繕等が必要な場合は修繕等を行うこととします。

	項目	環境保全目標値
大気	大気質	施設設置予定地の敷地境界線上及び直近民家の敷地境界線上におい
環境	(降下ば	て、月間値の年平均値が 10t/kml/月以下であり、かつ月間値が 20t/
	いじん)	km²/月以下であること。
	騒音	施設設置予定地の敷地境界線上における騒音レベル (L5) が 65dB
		以下であること。
		直近民家の敷地境界線上における騒音レベル(Leq)が 55dB 以下
		であること。
振動 施設設置予定地の敷地境界線上における振		施設設置予定地の敷地境界線上における振動レベルが 65dB 以下で
あること。直近民家の敷地境界線上における振動レ		あること。直近民家の敷地境界線上における振動レベルが 55dB 以下
であること。		であること。

- ・法施行規則第 11 条の 2 の規定及び本県の「廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針」(付属資料 p94)に基づき、生活環境影響調査を実施し、結果書を作成してください。
- ・調査方法の詳細については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針(環境省)」を参考にしてください。
- 生活環境影響調査結果書は、関係住民の方へ縦覧するものであるため、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料については、その出展を明らかにしてください。
- ・二以上の処理施設を設置する場合(既存の施設がある場合は、既存施設を含めたもの)は、これらの施設について併せた調査としてください。

周辺区域の生活環境の保全のための措置

1 大気汚染防止対策

- ・今回設置する破砕施設は、電力により稼働する施設であり、ばい煙が発生する施設ではない。
- ・破砕処理に伴い発生する粉じんは、散水装置により少量の水を噴霧するとともに、施設自体に集じん装置(サイクロン)を設置し、粉じんの飛散を防止する。
- ・既設の焼却施設については、維持管理計画に従って運転管理し、ダイオキシン類等の有害物質の発生抑制を行うとともに、集塵装置(サイクロン)により、ばいじんを除去する。

2 水質汚濁防止対策

- ・雨水の影響を受けないように、処理施設、保管施設は屋内設置とする。
- ・処理に伴い使用する水の量は、廃棄物を湿らす程度であり、外部へ流出することはない。

3 騒音・振動防止対策

- ・建屋内に設置
- ・建屋壁面は、防音ボードを設置

4 悪臭防止対策

・腐敗性のもの及び腐敗性のものが付着したものは取り扱わないため、悪臭の発生はない。

5 その他

飛散流出防止対策

・処理施設、保管施設は屋内設置であり、飛散流出を防止できる構造である。

環境監視計画

- ・騒音、振動について、年6回、維持管理目標値の遵守を確認する。
- ・必要に応じて大気質 (SPM) の調査を実施する。
- ・焼却施設については、年2回(ダイオキシン類のみ年1回)、維持管理目標値の遵守を確認する。

6 維持管理目標値

項目	維持管理目標値	
騒音	施設設置予定地の敷地境界線上における騒音レベル (L ₅): 65dB以下	
振動	施設設置予定地の敷地境界線上における振動レベル (L10) : 65dB 以下	
排ガス 硫黄酸化物: K=17.5以下		
濃度	ばいじん:0.15 g/Nm³以下	
	塩化水素:700 mg/Nm ³ 以下	
	窒素酸化物: 250 ppm 以下	
	ダイオキシン類:5 ng-TEQ/Nm ³ 以下	

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭等について、生活環境保全のための措置を記載してください。
- ・騒音測定等の環境監視計画については、測定回数、測定地点、維持管理目標値を記載してください。

事業計画書·作成例·No.22①

維持管理計画書

T 共涌基準

	大儿	<u> </u>		
	区	分	指針記載事項	対応内容
1 -	- 1	施設管理	中間処理施設及び積替え保管施設共通の設備等の管理は、次により	
等			行うこと。	
			以下の事項について原則として毎日点検すること。	以下の事項について毎日点検する。
(1)	囲い	\等	①建屋に漏水や破損がないこと。 (建屋を設置している場合に限る。)	①建屋に漏水や破損がないこと。
			②囲いに破損がないこと。	②囲いに破損がないこと。
			③作業後の門扉は必ず施錠されていること。	③作業後の門扉は必ず施錠されていること。
(2)	掲示	掲示板が破損した場合は速やかに補修するとともに、記載事項に 更が生じた場合は速やかに書き替えること。		掲示板が破損した場合は速やかに補修するとともに、記載事項に変更が生じ た場合は速やかに書き替える。
(3)	搬入	道路等	し、飛散している場合は回収する等情深の保持に劣めるとともに必要に応じて補修等を行うこと。	一合は凹収9の寺洞潔の味持に労める。
(4)	洗車	三設備	①洗車設備は定期的に点検し、土砂等が堆積した場合は速やかに除 去し良好な状態にしておくこと。	場内で洗車は行わない。
			②洗車排水は、直接場外に排出しないこと。	同上
				•

1-4 管理の記 録		
	①処分した廃棄物の種類、性状及び種類ごとの量並びに処分年月日 を帳簿に記載すること。	①処分した廃棄物の種類、性状及び種類ごとの量並びに処分年月日を帳簿に記載する。
(23) 処分の記録	②帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存すること。	②帳簿は1年ごとに閉鎖し、5年間保存する。
	③産業廃棄物処理業者においては、産業廃棄物管理票を5年間保管しておくこと。	③産業廃棄物管理票を5年間保管しておく。
(24) 点検等の記 録	毎日の点検結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。	毎日の点検結果は、その都度記録を作成し、3年間保存する。
(25) 検査等の記 録	検査等結果は、その都度記録を作成し、3年間保存すること。	検査等結果は、その都度記録を作成し、3年間保存する。

事業計画書·作成例·No.22②

維持管理計画書

Ⅱ 保管施設・積替え保管施設

<u> </u>	1000		
区 分	指針記載事項	対応内容	
1 保管施設	保管施設の維持管理基準は、共通基準に定めるもののほか次のとお りとする。		
	次のことについて毎日点検すること。	次のことについて毎日点検する。	
(1) 施設設備の点 検	④ 廃プラスチック類 (廃タイヤ等屋外保管しても差し支えないと 認められるものを除く)、ゴムくず、金属くず、紙くず、木くず、 繊維くず及び廃石膏ボードの保管設備にあっては、建屋の屋根に漏 水や損傷がなく、雨水が当該廃棄物に直接かからない状態であるこ と。	漏水や損傷がなく、雨水が木くずに直接係らない状態であるこ	

維持管理計画書

Ⅲ 中間処理施設の個別基準

皿 中间処理施設の個別基準	
指針記載事項	対応内容
7 破砕・圧縮・切断施設	
(1) 破砕・圧縮・切断によって生ずる粉じんを施設の周囲に飛散させないようにすること。	(1)破砕によって生ずる粉じんを周囲に飛散させないよう破砕施設稼働時には必ず散水 装置により散水を行う。
(2) 製品を定期的に検査し、品質の管理に努めること。	(2)破砕したチップは、製紙原料として製紙会社へ売却できる品質であることを毎日確認する。

- ※「共通基準」「保管施設・積替え保管施設」「個別基準」について、当該施設の対応内容を記載してください。
- ※ 該当しない項目については、該当しない旨を記載してくだ さい。

(明らかに該当しない項目については、削除していただいても結構です。)

※ 別表が必要な場合は、必ず添付してください。

2 周知計画書

関係住民へ事業計画の周知を図る計画について作成するものであり、事業計画書に併せて提出してください。

作成に当たっては、チェックシート及び記載例を参考にしていただき、書類に不備がないように してください。

☞ ポイント!

- 1 周辺区域内の関係住民を把握してください。
- 2 関係住民に、確実に、周知ができる計画としてください。
- 3 説明会の資料は、関係住民の方にわかりやすく作成してください。

周知計画書の必要書類一覧

NO	書類の名称		
1	周知計画書(規則様式第2号)		
2	周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面		
	(広域図:周知の対象とする地域等の全体がわかる図面)		
3	周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面		
	(詳細図:周辺区域内の関係住民の位置がわかる図面)		
4	周辺区域の設定理由		
5	関係住民一覧表		
6	広告文書		
7	説明会において配布する書類及び図面		
8	その他周知に係る書類(自治会回覧文書等)		

周知計画書チェックシート

No.	確認欄			
1		周知計画書		
'		(1) 事業者 (提出者)		
		・氏名・住所の記載はあるか。		
		(2) 廃棄物処理施設の種類		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
	_	・事業計画書と同一か。		
		(3) 周知の対象とする地域		
		・関係住民がすべて含まれているか。		
		(4) 広告する地域 		
		・周知の対象地域がすべて含まれているか。		
		(5) 広告の方法及び期間		
		・広告方法は適当か。		
		・広告場所は適当か。(地区公民館、市役所・町村役場、総合事務所又は設置予定場所等)		
		・広告期間は適当か。(広告のあった日の翌日から起算して42日を経過する日まで広告する		
		計画か)		
		(6) 縦覧の場所		
		・縦覧場所は適当か。(地区公民館、市役所・町村役場、総合事務所等)		
		(7)縦覧の期間及び時間		
		・縦覧期間は適当か。(広告の日から起算して28日を経過する日まで縦覧する計画か)		
		・時間は適当か。		
		(8)説明会の開催予定日時		
		・日時は参集しやすい曜日、時間か。		
		・開催日は縦覧期間内か。		
		(9) 説明会の開催予定場所		
		・参集しやすい場所か。		
		(10)説明会の対象者		
		・すべての関係住民が対象となっているか。		
		(11)説明会の開催の周知方法		
		・関係住民に確実に周知が図られる計画か。		
		(12)配布する書類及び図面の種類		
		(13)説明会以外の周知の方法		
2		周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面(広域図)		
		・周辺区域、周知区域、説明会の対象区域が分かりやすく、図示されているか。		
		・それぞれの範囲は適当か。		
3		周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面(詳細図)		
		・周辺区域内の住居、事業場、農地等の配置がわかるか。		
		・住居、事業場、農地等に漏れはないか。		
		・関係住民一覧表と整合が図られているか。		
4		周辺区域の設定理由		
		・基本的な範囲(積保:50m、中間:200m、最終:500m)は、適当か。		
		・生活環境保全上一定の影響がある区域は、適当か。		
		・排水がある場合は、100倍希釈地点まで含まれているか。		
5		関係住民一覧表		
		・関係住民に漏れがないか。関係住民を区分ごとに記載しているか。		
		・周知方法は適当か。		
		・図面と整合が図られているか。		
6		広告文書		
		・縦覧場所、縦覧期間、縦覧時間、説明会の日時及び場所が記載されているか。		
		・意見書が提出できる旨が記載されているか。		
7		説明会において配布する書類及び図面		
		・内容は、適当か。		
		(①事業の概要を説明する書類、②施設の概要を説明する書類、②施設付近の見取図、③施		
		設の配置図、④排水経路図、⑤処理工程図、⑥生活環境影響調査結果の概要書、⑦環境保		
		全措置、⑧維維持管理計画書 等		
8		その他周知に係る書類(自治会回覧文書等)		

様式第2号(第7条関係)

周知計画書

年 月 日

○○総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取○○株式会社 代表取締役 鳥○ 吉○**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 第6条第1項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

廃棄物処理	里施設等の種類	注1	木くず又はがれき類の破砕施設
周知の対象とする地域 注2		注2	A自治会及びB自治会の区域(別紙のとおり)
	広告する地域		同上
	広告の方法及び期間	注3	方法:A自治会公民館、B自治会集会所、OO
広告及び	,		市役所〇〇課、中部総合事務所に掲示
縦覧に関			期間:〇〇年6月1日~7月13日
する事項	縦覧の場所	注4	A自治会公民館、B自治会集会所、OO市役所
) J T T T			○○課、○○事務所○○課
	縦覧の期間及び時間	注5	期間:〇〇年6月1日~6月28日
	,		時間:午前9時から午後5時
	開催予定日時		①〇〇年6月15日(日)午後1時から
		注6	②〇〇年6月22日(日)午後1時から
	開催予定場所	ДО-	①A自治会公民館
説明会に			②B自治会集会所
関する事	対象者	注7	関係住民(別添一覧のとおり)
項	開催の周知方法	注8	関係住民へ案内文を直接配布するとともに、自
		江〇	治会の全戸を対象に有線放送及び回覧で周知を
			図る。
	配布する書類及び図面の	注9	別紙のとおり
説明会以外	トの周知の方法 🧵	主 10	問い合わせがあれば、個別に説明する。

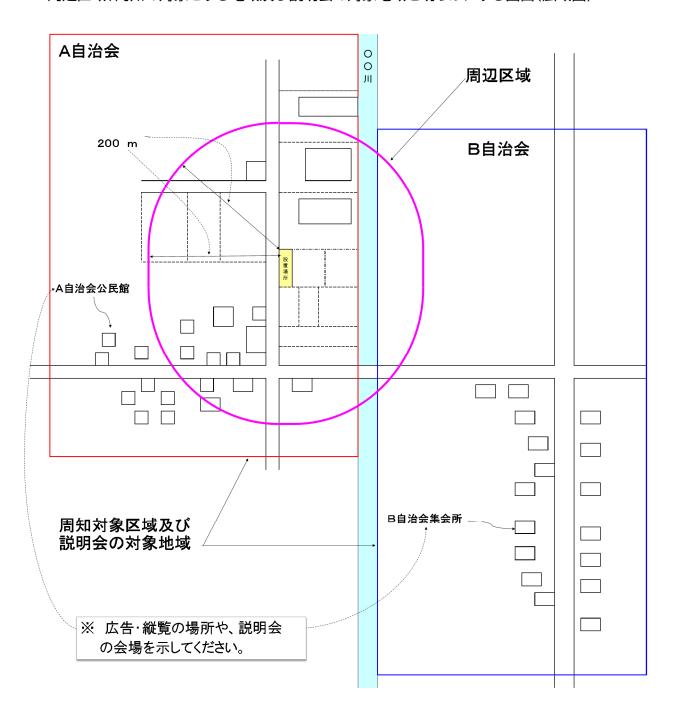
【注意事項】

- 注1 ・事業計画書に記載した施設の種類を記載してください。
- 注2 ・地域の名称を記載するとともに、地図上に地域を明示してください。
- 注3 ・広告のあった日の翌日から起算して 42 日を経過する日まで広告を行う計画として ください。

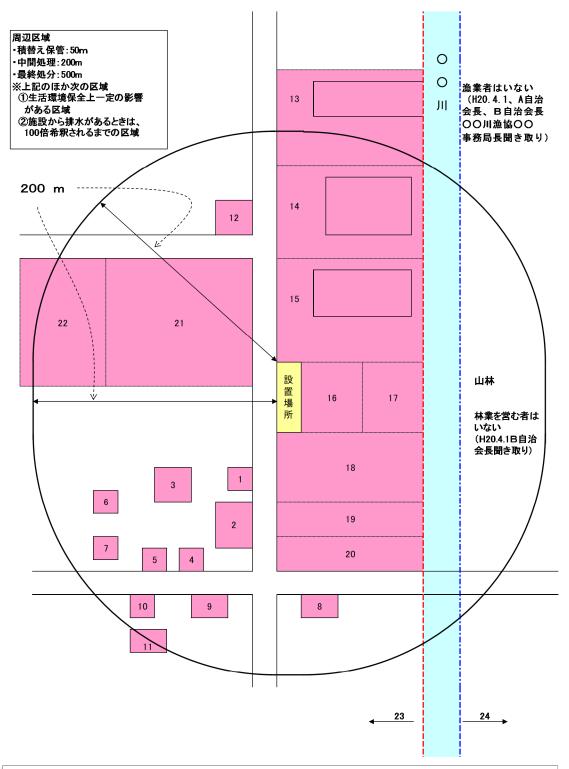
縦覧期間満了の日までに説明会が終了しない場合にあっては、説明会が終了した 日の翌日から起算して14日を経過する日まで広告が必要です。

- ・広告の場所は、次のとおりとしてください。
 - ①周辺区域内の集会所等の公共の場所(自治会の公民館・集会所等)
 - ②関係市町村の庁舎
 - ③設置予定場所を所管する総合事務所等
 - ④ 設置予定場所
- ・周辺区域が広範囲に及ぶ場合には、日刊新聞紙への掲載やインターネット等による 広告を行ってください。
- 注4 ・縦覧の場所は、次のとおりとしてください。
 - ①周辺区域内の集会所等の公共の場所(自治会等の公民館・集会所等)
 - ②関係市町村の庁舎
 - ③設置予定場所を所管する総合事務所等その他関係住民の参集しやすい場所
- 注5 ・広告の日から起算して 28 日を経過する日までの間、縦覧を行う計画としてください。
- 注6 ・説明会は、関係住民の方が参加しやすい曜日、時間、場所としてください。
 - ・複数回の説明会を予定されているときは、それぞれの日時・場所がわかるよう記載 してください。
- 注7 ・地図及び一覧表により、関係住民を漏れなくリストアップして、周知を図ってくだ さい。
- 注8 ・関係住民に対しては、案内文を直接配布するなど、周知が確実に図られる方法としてください。
- 注9 ・説明会で配布する書類を添付してください。(事業計画書に添付されているものについては、資料の名称を記載してもかまいません。)
 - ・原則、次の書類が必要です。
 - ①事業の概要を説明する書類、②施設の概要を説明する書類、③施設付近の見取図、
 - ④施設の配置図、⑤排水経路図、⑥処理工程図、⑦生活環境影響調査結果の概要書
 - ⑧環境保全措置、⑨維持管理計画書等
- 注10 ・説明会以外の周知の方法を具体的に記載してください。

周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面(広域図)



周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面(詳細図)



※ 周辺区域内の住居、事業場、農地等には、「関係住民一覧表」と同一の番号を記載して、この図面と「関係住民一覧表」との整合を図ること。

周辺区域の設定理由

周辺区域は、次のとおり処理施設の敷地境界から200メートル以内の区域である。

1 規則第4条第1号~第3号

中間処理施設であることから、敷地境界から200メートル以内の区域

条例施行規則第4条

(1) 積替え保管施設: 敷地境界から 50メートル以内の区域 (2) 中間処理施設 : 敷地境界から200メートル以内の区域 (3) 最終処分場 : 敷地境界から500メートル以内の区域

2 規則第4条第4号

ア 生活環境影響調査結果において生活環境保全上一定の影響があるとされた区域

次のとおり、敷地境界から 200 メートル以上離れた区域においては、生活環境保全上の影響は軽微であると考えられるため、該当区域なし。

- ・大気質:処理施設の敷地境界における予測値が環境基準値以下であること。
- ・騒 音:敷地境界から 200 メートル地点における予測値は○dBであり、騒音の環境基準 以下であること。
- ・振 動:敷地境界から 200 メートル地点における予測値は〇 d B であり、振動の現況値と同レベルであること。
- ※「生活環境保全上一定の影響があるとされた区域」は、規則第4条第1号~第3号の区域外であっても、周辺区域となります。
- ※ここでは、次のことを明らかにしてください。
- ① 規則第4条第1号〜第3号の区域外に、生活環境保全上一定の影響がある区域 があるかどうか
 - ② ①の区域がある場合は、その範囲はどこまでか
- ※ 排ガスを排出する施設 (焼却施設等) については、最大着地濃度地点における予測結果等により、 生活環境保全上一定の影響があるとされた地域を明らかにしてください。

イ 廃棄物処理施設等からの排水が流入する水域における水量が、排水量のおおむね

100倍となる地点までの区域

当該廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び生活排水を除く)はないため、該当区域なし。

- ※ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び生活排水を除く)が流入する水域における水量が、排水量のおおむね100倍となる地点までの区域については、規則第4条第1号~第3号の区域外にあっても、周辺区域となります。
- ※ 廃棄物処理施設等からの排水があるときは、その排水量及び当該排水が流入する水域の水量を明らかにした上で、流入水域の水量が排水量のおおむね 100 倍となるまでの区域を明らかにしてください。

関係住民一覧表

	区分	氏 名	周知方法
1	居住者	00氏	案内文を直接配布して周知する
2	居住者	00氏	同上
3	居住者	〇〇氏	同上
4	居住者	〇〇氏	同上
5	居住者	00氏	同上
6	居住者	〇〇氏	同上
7	居住者	〇〇氏	同上
8	居住者	〇〇氏	同上
9	居住者	〇〇氏	同上
10	居住者	〇〇氏	同上
11	居住者	〇〇氏	同上
12	事業者	○○商店	同上
13	事業者	○○工業有限会社	同上
14	事業者	有限会社○○組	同上
15	事業者	株式会社〇〇	同上
16	営農者	〇〇氏	同上
17	営農者	〇〇氏	同上
18	営農者	〇〇氏	同上
19	営農者	〇〇氏	同上
20	営農者	〇〇氏	同上
21	営農者	00氏	同上
22	営農者	00氏	同上
23	自治会	A自治会(会長:○○氏)	回覧、有線放送で周知する
24	自治会	B自治会(会長:○○氏)	同上

- ・周辺区域内には、林業を営む者はいない。(4/1、B自治会長確認)
- ・周辺区域内には、漁業を営む者はいない。(4 / 1、A自治会長、B自治会長、○○川漁協 ○○事務局長確認)
- ・廃棄物処理施設等からの排水は、雨水及び生活排水のみなので、水利権者は対象外。
- ※「周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の対象地域を明らかにする図面」と整合を図ること。
- ※ 居住者の氏名は、住宅地図、現地調査などで把握の上、世帯主等の代表者の氏名を記載すること。

広 告 書

この度、当社が産業廃棄物処理施設を設置するに当たり事業計画を作成しましたので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成 17 年鳥取県条例第68号)第9条の規定に基づき、下記のとおり広告します。

記

- 1 廃棄物処理施設等の設置を行おうとする者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称 並びに代表者の氏名)
- (1) 住 所:鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地
- (2) 名 称:鳥取○○株式会社
- (3) 代表者:代表取締役 鳥○ 吉○
- 2 事業計画書の写しの縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- (1) 縦覧場所: A自治会公民館、B自治会集会所、○○市役所○○課 ○○事務所○○課
- (2) 縦覧期間:○○年6月1日から6月28日
- (3) 縦覧時間:午前9時から午後5時
- 3 説明会の日時及び場所
- (1) 日時:○○年6月15日(日)午後1時から

場所:A自治会公民館

(2) 日時:○○年6月22日(日)午後1時から

場所: B自治会集会所

4 意見書の提出

生活環境保全上の見地から事業計画について意見を有する関係住民の皆様は、条例第11条の 規定に基づき、当社及び○○総合事務所長へ意見書を提出することができます。

意見書の提出があったときは、当社は同条例第 12 条に基づき見解書を作成し、意見者及び〇〇総合事務所長へ提出するとともに、関係住民の皆様に周知します。

- (1) 意見書の提出期間:○○年6月1日から7月13日まで
- (2) 意見書の提出先: 当社及び○○総合事務所○○課
- ○○年○○月○○日

鳥取県鳥取市東町一丁目○○番地 鳥取○○株式会社 代表取締役 鳥○ 吉○ (担当者 ××、電話(0857)26-××××)

※ 文面は、このとおりでなくても構いませんが、この様式に記載されている事項については、すべて記載してください。

3 見解書

関係住民から意見書が提出されたときに、事業者の見解を回答するものです。

☞ ポイント!

- 1 関係住民から意見書が提出されたときは、意見書が提出された旨を総合事務所等に連絡するとともに、速やかに見解書を作成してください。
- 2 見解書の作成に当たっては、意見書で出された意見・質問等について、関係住民にわかりやすいように事業者の見解を示してください。
- 3 作成した見解書は、総合事務所等に提出するとともに、意見者への通知、縦覧場所での 縦覧、その他関係住民への周知が図られる方法(説明会の開催、チラシの配布等、ホーム ページへの掲載等)により、見解書を関係住民へ周知してください。
- 4 見解書を周知するため、関係住民への説明会を追加開催される際は、あらかじめ、周知計画変更届出書を総合事務所に提出してください。

見解書の必要書類一覧

	NO	書類の名称	
	1	見解書(規則様式第4号)	
Ī	2	説明資料・図面等 ※必要に応じて添付すること	

様式第 4 号(第 12 条関係)

見解書

年 月 日

○○総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 第12条第1項の規定により、次のとおり見解を述べます。

意見を述べた者の 氏名(法人にあっ ては、名称及び代 表者の氏名)	※ 意見書を提出された方の氏名(法人にあっては、名称 及び代表者氏名)を記載してください。
意見の内容	※ 意見書の内容を記載してください。 ※「別紙のとおり」と記載した上で、意見書の写しを添付しても構いません。
意見に対する見解	※ 意見に対する見解を記載してください。 ※ スペースが足りないときは、「別紙のとおり」と記載 した上で、見解を記載した別紙を添付してください。 ※ 必要に応じて、説明資料・図面を添付してください。

4 事業計画又は周知計画変更届出書

事業計画又は周知計画を変更しようとするときに届け出る書類です。

☞ ポイント!

- 1 次の①~⑤の変更を除き、手続のやり直しとなりますので、ご注意ください。
 - 【手続のやり直しとならない事業計画の変更】
 - ① 関係住民の意見に基づく変更
 - ② 関係法令の照会結果通知に基づく変更
 - ③ 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に対する影響を減少させることを目的とする変更等

【手続のやり直しとならない周知計画の変更】

- ④ 説明会に配布する書類又は図面の変更
- ⑤ 周知が更に図られると認められる変更等
- 2 変更前後を比較して、何をどう変更するのかをわかりやすく記載してください。

事業計画又は周知計画変更届出書の必要書類一覧

NO	書類の名称		
1	事業計画変更届出書(規則様式第8号)又は周知計画変更届出書(規則様式第9号)		
2	変更箇所に係る書類・図面 ※必要に応じて添付すること		

様式第8号(第18条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

○○総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

○○年○○月○○日付けで提出した事業計画の内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	防音壁の追加	
	変更前 図面1のとおり	変更後 図面2のとおり
変更の内容	※ 欄内に記載できなければ、 し、別紙・図面で説明してく	
	周辺への騒音を低減させるために	追加する
変更の理由 ※ 規則第19条に規定すが必要ですので、変更理		更に該当するかどうかの確認 明らかにしてください。

※ 周知計画の変更の場合は、周知計画変更届出書(規則様式第9号)に記載してください。

5 実施状況報告書

関係住民への周知が終了した後に、提出するものです。

具体的には、意見書が提出されなかった場合は意見書提出期間が終了した後に、意見書が提出された場合には見解書の周知終了後に提出することができますが、関係住民への周知に係る対応を十分に行ったと判断した場合に提出してください。

☞ ポイント!

- 1 関係住民に対して、事業計画の周知を十分行ったことがわかるように、周知の経過や、 意見のやりとり、関係住民の見解などをわかりやすく記載してください。
- 2 周知計画に従って周知が行われたことを示すための写真(広告、縦覧、説明会)を添付してください

実施状況報告書の必要書類一覧

NO	サギのカル		
NO	書類の名称		
1	実施状況報告書(規則様式第5号)		
2	周知の対象とした地域、広告した地域を明らかにする図面		
	(広域図:周知の対象とする地域等の全体がわかる図面)		
3	周知の対象とした地域、広告した地域を明らかにする図面		
	(詳細図:周辺区域内の関係住民の位置がわかる図面)		
4	関係住民一覧表		
5	説明会の経過及び概要等		
6	住民の理解に関する見解		
7	関係住民に配布した書類及び図面		
8	生活環境保全協定書の写し(協定を締結していないときは、その旨記載した書類を提出		
	すること)		
9	広告、縦覧、説明会の実施状況写真		

様式第5号(第13条関係)

実施状況報告書

年 月 日

○○総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取○○株式会社 代表取締役 鳥○ 吉○**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 14 条の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類		木くず又はがれき類の破砕施設
廃棄物処理	埋施設等の設置場所	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇
周知の対象	象とした地域 注1-	A自治会及びB自治会の区域(別紙のとおり)
	広告した地域	同上
	広告の方法及び期間	方法:A自治会公民館、B自治会集会所、OO市役所〇
広告及		○課、中部総合事務所に掲示
び縦覧		期間:〇〇年6月1日~7月13日
に関す	縦覧の場所	A 自治会公民館、B 自治会集会所、OO市役所〇〇課、
る事項		○○事務所○○課
注2	縦覧の期間及び時間	期間:〇〇年6月1日~6月28日
112		時間:午前9時から午後5時
	開催日時	①〇〇年6月15日(日)午後1時から
		②〇〇年6月22日(日)午後1時から
説 明 会	開催場所	① A 自治会公民館
に関す		②B自治会集会所
る事項	対象者	別添名簿のとおり
120	参加した者の人数	①15名、②10名
[注3]	経過及び概要	別紙の資料のとおり
意見書に対	対する見解の周知結果の概要	意見者に対し、見解書の内容を説明したところ、
	注4	了解していただいた。また、併せて、掲示により周
72.7		知を行ったが、新たな意見はなかった。
住民の理解に関する見解 注5		別紙資料のとおり理解を得られたと判断する。
説明会を	開催できなかった場合にあっ	予定どおり説明会を開催した。
ては、その	の理由及び対応の内容 注6	
説明会以	外の方法により周知を行った	A、B区長に対し個別に説明を実施した。
場合にあっ	っては、その実施状況 注7	

【注意事項】

- 注1 ・周知の対象とした地域、広告の対象とした地域の図面は、周知計画書に添付されたものを添付してください。
- 注2 ・広告及び縦覧の実施状況について、周知計画書を参考に記載してください。
- 注3 ・説明会の開催状況について、記載してください。
 - 「経過及び概要」については、次の事項を記載した別紙を添付してください。
 - ① 説明会における説明事項
 - ② 参加者からの意見・質問・要望等
 - ③ ②に対する事業者の回答
 - ④ ③に対する意見者・参加者の理解(理解が得られたかどうか、理解が得られなかった理由・意見等)
- 注4 ・意見書が提出された場合は、見解書の周知を行った結果(見解書に対する関係住民の 理解)について記載してください。
 - ・意見書が提出されなかった場合には、「意見書の提出はなかった」旨を記載してください。
- 注5 ・関係住民の理解について、判断根拠を示した上で、事業者の見解を記載してください。
 - ・判断根拠については、記載例を参考に、関係住民ごとに記載した別紙(No. 6)を添付してください。
- 注 6 ・周知計画どおり説明会を開催した場合には、「予定どおり説明会を開催した」旨を記載してください。
- 注7 ・説明会以外の方法により、周知を行った場合は、その実施状況を記載してください。
 - ・実施状況の記載に当たっては、説明会の記載に準じて、日時、場所、対象者、説明内容、意見のやりとりの内容等について、詳細に記載してください。
 - ・実施されなかった場合は、「なし」と記載してください。

住民の理解に関する見解

区分	周知方法	対象者の見解等
居住者	5月28日	・○○氏から、意見書が提出されたが、見解書を持参し説明し
(11名)	案内文を直接配布	たところ、了解していただいた。 ・説明会には、11名のうち4名(○○氏、○○氏、○○氏、○○氏)が参加された。質問はあったが、反対意見はなく、説明会終了時に確認したところ、理解が得られたことを確認した。 ・その他の方からは、意見書の提出や問い合わせはなく、理解が得られたと判断する。
事業者(4事業者)	5月28日 案内文を直接配布	・説明会には、4事業所のうち、2事業所(○○商店、有限会社○○組)が参加された。質問、意見ともなく、説明会終了時に確認したところ、理解が得られたことを確認した。 ・その他の2事業所は、意見書の提出や問い合わせはなく、理解されたと判断する。
営農者 (7名)	5月28日 案内文を直接配布	・説明会には参加されなかったが、意見書の提出や問い合わせはなく、理解が得られたと判断する。
自治会(2自治会)	5月28日 会長に対し個別説 明を実施。 回覧、有線方法によ り周知	は不参加)が参加され、質問及び生活環境保全上の理由に
	5月29日 会長に対し個別説 明を実施。 回覧、有線方法によ り周知	B自治会 説明会には参加者がなかったが、6月30日、自治会長 ○○氏に確認したところ、自治会として意見はなく、理解 した旨の回答があったため、理解が得られたと判断する。

6 意見調整申出書

実施状況報告書に対し、条例第 16 条第 1 項第 3 号(住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき)に係る通知が行われた場合、事業者又は関係住民は、条例第 17 条第 1 項の規定に基づき、紛争解決のための意見の調整を、県に申出することができます(提出先:各総合事務所等)。

☞ ポイント!

- 1 意見の調整申出ができるのは、条例第 16 条第 1 項第 3 号に係る通知が行われた場合であり、事業者・関係住民ともに申し出ることができます。
- 2 県は、意見の申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係住民双方の意見の調整を行い、廃棄物審議会の意見を聴いて調整結果の判断を行い ます。
- 3 意見の調整の結果、次の場合は条例の手続が終了することとなります。
 - ① 関係住民の理解が得られたと認めるとき
 - ② 事業者の対応が十分と認められ、かつ、次のいずれかに該当するとき
 - ・関係住民が意見の調整に応じないことにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき
 - ・関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由により反対することにより、関係住民の理解を得ることが困難と認められるとき
 - ・ 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が乖離していることにより、関係住民 の理解を得ることが困難と認められるとき

意見調整申出書の必要書類一覧

NO	書類の名称
1	意見調整申出書(規則様式第7号)
2	経過の概要 ※様式中に記載できないとき

様式第7号(第16条関係)

意見調整申出書

年 月 日

鳥取県生活環境部長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

※ 申出ができるのは、事業者又は関係住民の方です。

※ 自治会の場合には、代表者の方の氏名、住所、電話番号を記載してください。

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 17 条 第 1 項の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ます。

廃棄物処理施設等の種類	木くず又はがれき類の破砕施設
廃棄物処理施設等の設置場所	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇
意見の調整を行う相手方の住所及び氏名(法人に あっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)	A自治会自治会長 氏名: Δ Δ Δ Δ 住所: □□□□□ ※ 自治会の場合は、代表者の氏名、 住所を記載してください。
意見の調整を求める理由及び内容	※ 意見の調整を求める理由(合意に 至らない理由、双方の意見の概要 など)を具体的に記載してくださ い。
経過の概要	※ 可能な限り詳細に記載してください。

※ 欄内に記載できないときは、「別紙のとおり」と記載して、別紙を添付してください。

7 事業計画廃止届出書

事業計画を廃止しようとするときに届け出る書類です。

☞ ポイント!

- 1 届出後、事業計画を廃止した旨の広告を行わなければなりません。
- 2 事業計画廃止の広告は、条例第9条の規定に基づく広告と同じ方法で行ってください (掲示の場合は7日間)。

事業計画廃止届出書の必要書類一覧

NO	書類の名称	
1	事業計画廃止届出書(規則様式第10号)	
2	広告文書	
3	広告の方法及び期間	

事業計画廃止届出書·記載例

様式第 10 号(第 20 条関係)

事業計画廃止届出書

年 月 日

○○総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取〇〇株式会社 代表取締役 鳥〇 吉〇**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-0000

○○年○○月○○日付けで提出した事業計画を廃止したいので、鳥取県廃棄物処理施設の 設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第22条第1項の規定により、 次のとおり届け出ます。

廃棄物処理施設等の種類	木くず又はがれき類の破砕施設
廃棄物処理施設等の設置場所	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇
廃止の年月日	OO年OO月OO日
廃止の理由	※ 具体的に記載してください。

広 告 書

当社が産業廃棄物処理施設の設置を計画し、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号)第9条の規定に基づき広告していたところですが、この度、この事業計画を廃止しましたので、同条例第22条の規定に基づき下記のとおり広告します。

記

- 1 事業者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (1)住 所:鳥取県鳥取市東町一丁目○○番地
- (2) 名 称:鳥取○○株式会社
- (3) 代表者:代表取締役 鳥〇 吉〇
- 2 廃止した事業計画の概要
- (1) 廃棄物処理施設等の種類:木くず又はがれき類の破砕施設
- (2) 廃棄物処理施設等の設置場所:鳥取県○○市○○町○○
 - 〇〇年 〇〇月 〇〇日

鳥取県鳥取市東町一丁目○○番地 鳥取○○株式会社 代表取締役 鳥○ 吉○ (担当者 ××、電話(0857)26-××××)

※ 文面は、このとおりでなくても構いませんが、この様式に記載されている事項については、すべて記載してください。

事業計画廃止届出書・作成例・

広告の方法及び期間

1 広告の方法

A自治会公民館、B自治会集会所、○○市役所○○課、中部総合事務所に掲示する。

- 2 掲示する期間
 - ○○年9月1日から○○年9月7日
 - ※ 事業計画の廃止に係る広告は、事業計画の広告と同じ方法で行ってく ださい。

Ⅲ 廃棄物処理施設等の設置者の義務

1 処理状況に係る報告・閲覧 (条例第25条)

廃棄物処理施設等の設置者は、廃棄物の処理状況について、次表のとおり総合事務所 等への報告又は関係住民への閲覧を行わなければなりません。

報告書の様式は、作成例を参考にしてください。(必要事項が記載されていれば、作成例のとおりでなくても構いません。)

また、閲覧書類についても、報告書作成例の記載を参考に作成してください。

		産業廃棄物処理	一般廃棄物処理施
		施設の設置者	設又は特定小型焼
			却施設の設置者
4.00	毎年6月30日までに、前年4月1日か		
報	ら当年3月31日までの1年間の処理状況		O.*
告	を総合事務所等に報告しなければなりま	•	0 **
	せん。		
閲覧	毎年6月30日までに、前年4月1日から当年3月31日までの1年間の処理状況に係る書類を作成し、7月1日から3年間、関係住民の求めに応じ閲覧に供しなければなりません。 閲覧場所は、処理施設の設置場所(処理施設の設置場所に備え置くことが困難である場合にあっては、最寄りの事務所等)	0	0
	です。		

凡例 〇:必要

●:廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和 58 年鳥取県規則 第 18 号)第 16 条に基づく報告が必要

※ 提出された報告書は、総合事務所等において内容を公表します。

廃棄物処理状況報告書

○○年○○月○○日

○○総合事務所長 様

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

鳥取〇〇株式会社 氏 名 報告者

代表取締役 鳥〇 吉〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第 25条第1項の規定により、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を報告します。

廃棄物氛	処理施設等の種	類ごみ処	理施設(破砕	施設)			
廃棄物処理施設等の設置場 所			鳥取県〇〇市〇〇町〇〇番〇〇				
取り扱	う廃棄物の種類	木くず	、草				
廃棄物/	処理施設等の処		28トン/日				
		処	理	実	績		
処理月	廃棄物の種類	処分方法	受入量 持込量 (t) m³)	処 分 量 ① (1)· m³)	処分後の 持 出 量 (t)· m³)	持出先	排出先の 処分方法
〇年 4月	木くず	破砕	2,000	1,995	1,990	委託 (株)〇〇 へ売却	燃料とし て使用
〇年 4月	草	破砕	100	100	100	委託 (有)××	堆肥化
• • •	※ 月ごとの処理実績について、品目・処分方法別に記載してください。 ※ 報告書の様式は、必要事項が記載されていれば、この様式のとおりでなく ても構いません。						
〇年 3月	草	破砕	50	50	50	委託 (有)××	堆肥化
	里施設の操業を た事故、故障等	, , , ,		た場合は、	その詳細を	」 するに至った 記載してく <i>†</i>	ごさい。

廃棄物処理状況報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

○○総合事務所長 様

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

。 鳥取〇〇株式会社

報告者 代表取締役 鳥〇 吉〇

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第2 5条第1項の規定により、一般廃棄物の処理状況を報告します。

廃棄物処理	施設等の種類	最終処分	分場				
廃棄物処理	施設等の設置場所	鳥取県〇	○○市○○町○○番○○				
取り扱う廃	棄物の種類						
廃棄物処理	施設等の処理能力	埋立面和 埋立容量	t 20,0	00 m ²			
		処	理	実	責		
処理月	廃棄物の	種 類	処 分	方 法	受入量 (t)m³)	処 分 量 (t) m³)	
〇年4月	がれき類	埋立		50	50		
〇年5月	がれき類		埋立		60	60	
• • •							
	※ 月ごとの処理実績について、品目・処分方法別に記載してください。 ※ 報告書の様式は、必要事項が記載されていれば、この様式のとおりでなく						
•••							
•••		は、必要					
	※ 報告書の様式	は、必要					
	※ 報告書の様式/ ても構いません	は、必要	事項が記載		れば、この様式の	のとおりでなく	
	※ 報告書の様式/ ても構いません	さ、必要 /。 ※ 最終	事項が記載 埋立 終処分場の	なれていた 操業を停止	れば、この様式の 60 上するに至った事	のとおりでなく 60 5 故、故障等があ	
○年3月 最終処分場	※ 報告書の様式/ ても構いません	は、必要 /。 ※ 最終 った	事項が記載 埋立 終処分場の	なれていた 操業を停止	れば、この様式の 60	のとおりでなく 60 5 故、故障等があ	

2 事故時の措置 (法第 21 条の2、条例第 26 条)

廃棄物処理施設等の設置者は、廃棄物処理施設等において破損等の事故が発生し、廃棄物・汚水・気体が飛散・流出・地下浸透・発散したことにより、生活環境保全上の支障が生じたとき(生じるおそれがあるとき)は、直ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急措置を講じるとともに、速やかに事故の届出を総合事務所等に行わなければなりません。(廃棄物処理施設等のうち、設置許可が必要な施設及び特定小型焼却施設は法により、その他の施設は条例により届出等が義務づけられています。)

条例に基づく届出書は、規則様式第11号により行わなければなりませんが、事故時には、まず、応急措置を講じるとともに、早急に処理施設を管轄する総合事務所等に電話で報告をしてください。

届出書の記載例は、次ページを参考にしてください。

■事故時の連絡先

名 称	電話番号	管轄区域
鳥取県庁循環型社会推進課	(0857) 26-7674	岩美郡、八頭郡 (積替え保管施設に限る。)
中部総合事務所環境建築局	(0858) 23-3278	倉吉市、東伯郡
西部総合事務所環境建築局	(0859) 31-9323	米子市、境港市、西伯郡、日野郡

3 事故対応費用に係る措置 (条例第27条)

廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努めなければなりません。

具体的には、費用の積立のほか、民間保険への加入等の方法が想定されます。

4 施設の公開 (条例第28条)

廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民 に対し、当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めなければなりません。

5 施設の承継 (条例第29条)

廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物処理施設等に係る権利を承継しようとする者(以下「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設等について環境の保全に関する協定が締結されているときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結する場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければなりません。

また、承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結することについて要請があったときは、誠意をもって対応しなければなりません。

様式第 11 号(第 22 条関係)

廃棄物処理施設等事故届出書

年 月 日

〇〇総合事務所長 様

郵便番号 680-0011

住 所 鳥取県鳥取市東町一丁目〇〇番地

提出者 氏 名 **鳥取○○株式会社 代表取締役 鳥○ 吉○**

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号 (0857)26-000

廃棄物処理施設等において事故が発生したので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正 化及び紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定により、次のとおり届け出ます。

事故が発生した 廃棄物処理施設	施設の種類	木くず又はがれき類の破砕施設		
等	施設の場所	鳥取県〇〇市〇〇町〇〇		
事故の発生日時		○○年○○月○○日 ○○時○○分頃		
事故の発生場所		施設の建屋		
事故の発生原因及	び内容	台風により施設建屋の壁が破損し、木くず10m3が敷 地外に飛散した。		
事故の発生後に講じた措置の概要		敷地内に飛散した木くずを全量回収した。 (○○月○○日完了) 建屋の壁を修繕した。(○○月○○日完了)		

※事故の状況、措置の概要については、詳細に記載してください。

※事故の状況、措置が完了したことを証する写真を添付してください。

【付属資料】

〇鳥取県廃棄物処理施設設置手続条例·施行規則対照表

(平成30年4月1日施行版)

条例(平成17年鳥取県条例第68号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物処理施設の設置に係る計画の事前公開、これに対する関係住民の環境保全上の意見提出等の手続、廃棄物処理施設における処理状況の公表その他必要な事項を定めることにより、廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等を図り、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の 意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 一般廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。) 第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物 法第2条第4項に規定する産業 廃棄物をいう。
- (3) 産業廃棄物処理業者 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可、同条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可、法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可又は同条第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている者及びこれらの許可を受けようとする者をいう。
- (4) 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)並びに産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設及び産業廃棄物の中間処理を行うための施設をいう。
- (5) 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定 する一般廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに 限る。)をいう。
- (6) 廃棄物処理施設 一般廃棄物処理施設又は産 業廃棄物処理施設をいう。
- (7) 特定小型焼却施設 廃棄物焼却炉(廃棄物処理施設、市町村が設置する施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置する施設を除く。)であって、次のいずれかに該当するものをいう。
- ア 火床面積(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼 却炉が設置されている場合にあっては、それらの火 床面積の合計)が0.5平方メートル以上のもの
- イ 焼却能力(廃棄物の焼却施設に2以上の廃棄物焼却炉が設置されている場合にあっては、それらの焼却能力の合計)が1時間当たり50キログラム以上のもの
- (8) 無害化処理実証試験施設 法第9条の10第1 項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大 臣の認定の申請に係る実証試験(以下単に「実証試 験」という。)の用に供する施設をいう。
- (9) 廃棄物処理施設等の設置 廃棄物処理施設、特 定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設(以下

施行規則(平成17年鳥取県規則第121号)

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条 例で使用する用語の例による。

(廃棄物処理施設等の承継等)

- 第3条 条例第2条第9号に規定する規則で定める 承継、更新及び変更(以下この条において「承継等」 という。)は、次の各号のいずれにも該当しない承 継等とする。
- (1) 一般廃棄物又は産業廃棄物の処分を行う廃棄 物処理施設等における廃棄物の処理及び清掃に関 する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」と いう。)第8条第1項、第14条第6項、第14条の 4第6項若しくは第15条第1項の許可に係る申請 書に記載した処理能力、ダイオキシン類対策特別措 置法(平成11年法律第105号)第12条第1項、第 13条第1項若しくは第14条第1項に基づく届出書 に記載した焼却能力又は無害化処理実証試験施設 に係る条例第5条第1項の事業計画書に記載した 処理能力(以下単に「処理能力」といい、当該処理 能力の変更について条例第23条第2項に規定する 手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る 変更後のものをいう。以下同じ。)の変更を伴う承 継等であって、その変更前の処理能力の10パーセ ント以上の増大を伴うもの
- (2) 産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の積替え又は保管のための施設(以下「積替え保管施設」という。)における法第14条第1項又は法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの産業廃棄物に係る保管上限の合計とし、当該保管上限の変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けているときは、当該通知に係る変更後のものとする。)の変更を伴う承継等であって、その変更前の保管上限の10パーセント以上の増大を伴うもの
- (3) 排ガスの性状、排水の水質等周辺区域の生活環境の保全のために達成することとした数値(以下「環境保全目標値」という。)の変更を伴う承継等(当該変更によって生活環境に対する影響が増大するものに限る。)
- (4) 廃棄物処理施設等の設置者が関係住民又は関係市町村長との間で締結した生活環境の保全のた

- 「廃棄物処理施設等」という。)の新設(現に廃棄物処理施設等に該当しない施設が新たに廃棄物処理施設等に該当することとなる場合及び現に設置されている廃棄物処理施設等において実証試験を行う場合を含み、一般廃棄物処理施設を産業廃棄物処理施設として、産業廃棄物処理施設を一般廃棄物処理施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として、又は産業廃棄物処理施設を特定小型焼却施設として使用することとする場合及び廃棄物処理施設等を承継し、又は更新する場合(規則で定めるものに限る。)を除く。)又はその位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類の変更(軽微な変更その他の規則で定める変更を除く。)をいう。
- (10) 紛争 廃棄物処理施設等の設置に伴って生ず る周辺の生活環境に及ぼす影響に関する関係住民 と事業者との間の紛争をいう。
- (11) 事業者 廃棄物処理施設等の設置をしようと する者をいう。
- (12) 周辺区域 廃棄物処理施設等を設置する場所 の周辺の区域であって規則で定めるものをいう。

- めに必要な事項を内容とする協定の内容の変更を 伴う承継等(当該協定の変更について合意し、変更 協定の締結を得たものを除く。)
- (5) 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設(同項の許可に係るものに限る。)、一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設(当該施設の新設又は変更について条例第23条第2項に規定する手続終了通知を受けていないものに限る。)又は無害化処理実証試験施設の更新

(周辺区域)

- 第4条 条例第2条第12号に規定する規則で定める区域は、次のとおりとする。
- (1) 積替え保管施設の設置(施設の構造又は規模の変更を含む。以下同じ。) にあっては、当該積替え保管施設の敷地境界から50メートル以内の区域
- (2) 一般廃棄物又は産業廃棄物の中間処理を行う ための施設(以下「中間処理施設」という。)の設 置にあっては、当該中間処理施設の敷地境界から 200メートル以内の区域
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場及び同令第7条第14号に規定する産業廃棄物の最終処分場(以下「最終処分場」という。)の設置にあっては、当該最終処分場の敷地境界から500メートル以内の区域
- (4) 前3号に規定する区域のほか、次に掲げる区域 ア 条例第5条第3項に規定する生活環境影響調査 結果書において生活環境の保全上一定の影響があ るとされた区域
- イ 廃棄物処理施設等からの排水(雨水及び水質汚濁 防止法(昭和45年法律第138号)第2条第9項に 規定する生活排水を除く。以下同じ。)が流入する 水域(当該廃棄物処理施設等からの排水が排出され る公共用水域(水質汚濁防止法第2条第1項に規定 する公共用水域をいう。以下同じ。)及び当該公共 用水域と接続する公共用水域に限る。)における水 量が当該廃棄物処理施設等からの排水の量のおお むね100倍となる地点までの区域

(13) 関係住民 周辺区域内に居住する者、周辺区域 内に事務所又は事業所を有する者その他規則で定 める者をいう。

(関係住民)

- 第5条 条例第2条第13号に規定する規則で定める 者は、次のとおりとする。
- (1) 周辺区域内に存する町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)
- (2) 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む

(3) 周辺区域内の水域(廃棄物処理施設等からの排 水が流入する公共用水域及び当該公共用水域と接 続する公共用水域に限る。)における水利権者

(14) 関係市町村 周辺区域が所在する市町村をい う。

(県の責務)

第3条 県は、関係市町村等と協力して紛争の予防を 図るとともに、紛争が生じたときは、迅速かつ適正 に紛争の解決のための調整を図るものとする。

(事業者及び関係住民の責務)

- 第4条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に当たっ ては、紛争の予防及び紛争の解決のための調整に関 して県及び市町村
- の施策に協力するとともに、周辺地域の 生活環境に及ぼす影響に十分配慮し、関 係住民の理解を得るよう努めなければな らない。
- 2 事業者及び関係住民は、相互の立場を尊重すると ともに、相互の意見及び見解を理解するよう努め、 紛争が生じたときは、互譲の精神をもって、自主的 に解決するよう努めなければならない。
- 3 廃棄物処理施設等の設置者は、県が実施する廃棄 物の不適正処理の防止に関する施策に協力しなけ ればならない。

第2章 紛争の予防及び意見の調整に係る手続等

(事業計画書の提出)

- 第5条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置を行うと きは、次に掲げる事項を定めた事業計画(以下「事 業計画」という。)を記載した事業計画書(以下「事 業計画書」という。)を規則で定めるところに
- より、知事に提出しなければならない。
- (1) 廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置を必 要とする理由
- (2) 廃棄物処理施設等の種類及び当該施設におい て処理する廃棄物の種類
- (3) 廃棄物処理施設等の設置場所
- (4) 廃棄物処理施設等の処理能力
- (5) 廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び設備の 概要
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 事業者は、事業計画の作成に当たっては、次に掲 げる事項について、知事が別に定める指針に基づい たものとしなければならない。
- (1) 廃棄物処理施設等の構造及び設備
- (2) 廃棄物処理施設当の維持管理の方法
- 3 事業者は、当該廃棄物処理施設等を設置すること が周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調 査の結果を記載した書類(以下「生活環境影響調査 結果書」という。)を作成し、事業計画書に添付し なければならない。
- 4 前項の調査に関し必要な事項は、知事が別に定め

(事業計画書)

- 第6条 条例第5条第1項に規定する事業計画書(以 下「事業計画書」という。)の様式は、様式第1号 のとおりとする。
- 2 条例第5条第1項第6号に規定する規則で定め る事項は、次のとおりとする。
- (1) 事業の実施に当たって関係する法令等の許可 等の種類及び手続の実施状況
- (2) 廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作業を 行わない日
- (3) 条例第27条の規定により行う措置の有無及び その内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が必要と認め る事項
- 3 条例第5条第1項の規定により提出する事業計 画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとす る。
- (1) 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面 及び設計計算書並びに配置図
- (2) 最終処分場にあっては、周辺の地形、地質及び 地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- (3) 中間処理施設にあっては、同施設において処理 を行った後における一般廃棄物又は産業廃棄物の 処分方法を記載した書類
- (4) 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地(以下 「計画地」という。) の付近の見取図

5 知事は、第1項の規定による事業計画書の提出があったときは、当該事業計画書(生活環境影響調査結果書を含む。以下同じ。)を関係市町村の長(以下「関係市町村長」という。)及び関係機関の長に送付するものとする。

(周知計画書の提出)

- 第6条 事業者は、前条第1項の規定による事業計画 書の提出に併せ、事業計画について関係住民に対し て行う説明会(以下「説明会」という。)の開催に 関する事項その他規則で定める事項を定めた周知 計画(以下「周知計画」という。)を記載した周知 計画書(以下「周知計画書」という。)を知事に提 出しなければならない。
- 2 知事は、前項の規定による周知計画書の提出があったときは、速やかに、当該周知計画書の写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 3 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14 日の期限を付して意見を求めるものとする。

(5) 排水の経路図

- (6) 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあって は、処理工程図
- (7) 周辺区域の生活環境の保全のための措置(環境 保全目標値を含む。)を記載した書類
- (8) 計画地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本
- (9) 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする 設計計算書(積替え保管施設にあっては、保管でき る量の上限についての計算書)
- (10) 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び 点検頻度を示す書類
- (11) 無害化処理実証試験施設にあっては、法第9条の10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による環境大臣の認定を受けようとする施設に係る条例第5条第1項第1号から第6号までに掲げる事項を記載した書類
- (12) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(周知計画書)

- 第7条 条例第6条第1項に規定する周知計画書(以下「周知計画書」という。)の様式は、様式第2号のとおりする。
- 2 条例第6条第1項に規定する規則で定める事項 は、次のとおりとする。
- (1) 周知の対象とする地域
- (2) 事業計画を作成した旨を広告する地域並びに 広告の方法及び期間
- (3) 事業計画書の写しの縦覧の場所並びに期間及び時間
- (4) 説明会の開催予定日時及び場所
- (5) 説明会の対象者
- (6) 説明会開催の周知方法
- (7) 説明会で配布する書類及び図面の種類
- (8) 説明会以外の周知の方法
- (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 3 条例第6条第1項の規定により提出する周知計画書に添付する書類及び図面は、次のとおりとする。
- (1) 周辺区域、周知の対象とする地域及び説明会の 対象地域を明らかにする図面
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める 書類及び図面

(現地調査等)

- 第7条 知事は、第5条第1項の規定による事業計画 書の提出があったときは、速やかに現地調査を行 い、設置予定場所の現況について確認するものとす る。
- 2 知事は、前項の規定による現地調査の結果、前条 第3項の規定による関係市町村長からの意見等に 基づき、周知計画について、事業者に必要な修正を 指示するものとする。

(関係市町村長等への照会)

- 第8条 知事は、関係市町村長及び関係機関の長に事業計画の内容と関係法令等との整合性について照会するものとする。
- 2 知事は、前項の照会の結果を事業者に通知するものとする。

(広告及び縦覧)

第9条 事業者は、第7条第2項の規定による指示に 基づき周知計画の修正を行った後、速やかに、規則 で定めるところにより、事業計画書を作成した旨を 広告し、当該事業計画書の写しを、当該広告の日か ら起算して28日を経過する日までの間、関係住民 の縦覧に供しなければならない。

(事業計画の周知)

- 第10条 事業者は、前条の縦覧期間内に周知計画に 基づく説明会の開催等により、関係住民に対し、事 業計画の周知を図らなければならない。
- 2 説明会の開催方法等に関して必要な事項は、規則で定める。
- 3 知事は、第1項の説明会の開催状況を把握するために必要があると認めるときは、当該説明会にその職員を立ち会わせるとともに、関係市町村の職員の立会いを求めることができる。

(意見書の提出)

第11条 地域における生活環境の保全上の見地から 事業計画について意見を有する関係住民は、第9条

(広告の方法等)

- 第8条 条例第9条の規定による広告は、次に掲げる 事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公 共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管 する総合事務所の庁舎(所管する総合事務所がない 場合にあっては、県庁本庁舎。以下同じ。)又は設 置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する 日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図 られる方法により行うものとする。
- (1) 廃棄物処理施設等の設置を行おうとする者(以下「事業者」という。)の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 事業計画書の写しの縦覧場所、縦覧期間及び縦 覧時間
- (3) 説明会の日時及び場所
- (4) 意見書の提出期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項
- 2 前項に規定する掲示は、条例第 11 条に規定する 意見書(以下「意見書」という。)を提出すること ができる期間中、継続して行うものとする。

(縦覧の方法)

- 第9条 条例第9条に規定する縦覧(以下「縦覧」という。)は、周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎その他関係住民が参集しやすい場所で行うものとする。
- 2 縦覧場所には、次に掲げる事項を明示するものとする。
- (1) 意見書を提出することができること。
- (2) 条例第 12 条に規定する見解書(以下「見解書」 という。) が周知されること。

(説明会の開催方法等)

- 第 10 条 条例第 10 条第 1 項に規定する説明会(以下「説明会」という。)の開催に当たっては、説明会に参加する者の参集の便を考慮して日時及び場所を定めるものとする。
- 2 事業者は、説明会に参加した者に対して、事業計画の概要を記載した書類及び図面を配布し、事業計画の内容を具体的かつ平易に説明するよう努めるとともに、次に掲げる事項を説明するものとする。
- (1) 関係住民は、条例第 11 条の規定により意見書を提出できること。
- (2) 事業者は、条例第12条の規定により見解の周知を図らなければならないこと。

(意見書)

第11条 意見書の様式は、様式第3号のとおりとする。

の規定による広告のあった日の翌日から起算して 42 日を経過する日(同条の規定による縦覧期間満 了の日までに周知計画に基づく説明会が終了しな い場合にあっては、当該説明会が終了した日の翌日 から起算して14日を経過する日)までに、当該意 見を記載した書面(以下「意見書」という。)を知 事及び事業者に提出することができる。

(見解書の提出)

- 第12条 事業者は、前条の規定による意見書の提出 があったときは、遅滞なく、当該意見書に対する見 解を記載した書面(以下「見解書」という。)を作 成し、知事に提出しなければならない。
- 2 事業者は、前項の規定による見解書の提出に併せ、又は見解書の提出後速やかに、関係住民に対し、 見解書に記載された見解の周知を図らなければな らない。
- 3 前項の規定による見解の周知について必要な事項は、規則で定める。

(指導及び助言)

- 第13条 知事は、必要があると認めるときは、事業 計画の周知その他この条例に基づく手続に関し、事 業者又は関係住民に対して指導又は助言を行うこ とができる。
- 2 知事は、前項の規定により指導又は助言を行うと きは、関係市町村長、学識経験者その他の者に協力 を求めることができる。

(実施状況報告書の提出)

第14条 事業者は、第10条第1項又は第12条第2項の規定による関係住民への周知(以下「住民への周知」という。)を行ったときは、その実施状況を記載した書面(以下「実施状況報告書」という。)を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

(意見書等に対する関係市町村長の意見)

- 第 15 条 知事は、第 11 条の規定による意見書の提出があったとき、第 12 条第 1 項の規定による見解書の提出があったとき、又は前条の規定による実施状況報告書の提出があったときは、その写しを関係市町村長に送付するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による送付の内容に関連して、関係市町村長に対し、14 日の期限を付して意見を求めるものとする。

(実施状況報告に対する通知)

第 16 条 知事は、第 14 条の規定による実施状況報 告及び前条第 2 項の規定による意見に基づき、事業 者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次

(見解書)

- 第12条 見解書の様式は、様式第4号のとおりとする。
- 2 見解書には、見解を補足するために必要な資料を 添付するものとする。
- 3 条例第12条第3項に規定する見解の周知の方法 は、意見書を提出した者への通知、第9条第1項に 規定する縦覧を行う場所での見解書の縦覧その他 関係住民への周知が図られる方法により行うもの とする
- 4 前項に規定する見解書の縦覧は、当該縦覧を開始 した日から起算して7日を経過する日までの間、行 うものとする。

(実施状況報告書)

- 第 13 条 条例第 14 条に規定する実施状況報告書の 様式は、様式第 5 号のとおりとする。
- 2 前項の実施状況報告書には、次に掲げる書類及び 図面を添付するものとする。
- (1) 説明会で配布した書類及び図面
- (2) 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類及び図面

(判断結果の周知方法)

第 14 条 条例第 16 条第 1 項の規定による関係住民 への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者 及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域

- の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則 で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市 町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなけ ればならない。
- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
- (2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
- (3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。
- 2 知事は、前項の通知を行うときは、必要に応じて 鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。
- 3 事業者は、第1項第2号に該当する旨の通知が行われた場合において事業を実施しようとするときは、引き続き関係住民の理解を得るための対応を行った上で、その実施状況について実施状況報告書を作成し、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。この場合においては、当該実施状況報告書を第14条の実施状況報告書とみなして、前条及びこの条の規定を適用する。

(意見の調整)

- 第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整(知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ること。以下「意見の調整」という。)を知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出があった場合において、必要があると認めるときは、事業者及び関係 住民双方の意見の調整を行うものとする。
- 3 知事は、意見の調整を行うときは、関係市町村長に協力を求めることができる。
- 4 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に対し、会議への出席、資料の提出等の必要な協力を 行わなければならない。
- 5 事業者及び関係住民は、知事が行う意見の調整に 関する意見を記載した書面(以下「調整に関する意 見書」という。)を知事に提出することができる。 この場合において、知事は、当該調整に関する意見 書の写しを、鳥取県廃棄物審議会に送付するものと する。
- 6 知事は、意見の調整を行うときは、必要に応じて 鳥取県廃棄物審議会の意見を聴くものとする。

(意見調整結果の通知)

- 第18条 知事は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。
- (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。
- (2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分で

- 内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は 設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲 示その他の方法により行うものとする。
- 2 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

(実施状況報告書の再提出)

- 第 15 条 条例第 16 条第 3 項に規定する実施状況報告書の様式は、様式第 6 号のとおりとする。
- 2 前項の実施状況報告書には、次に掲げる書類及び 図面を添付するものとする。
- (1) 関係住民に配布した書類及び図面
- (2) 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し、
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が必要と認め る書類及び図面

(意見の調整の申出書)

第 16 条 条例第 17 条第1項の規定による申出は、 意見調整申出書(様式第7号)を提出して行うもの とする。

(意見調整結果の周知方法)

- 第 17 条 条例第 18 条第 1 項の規定による関係住民 への周知は、周辺区域内に存する自治会等の代表者 及び意見書を提出した者への通知並びに周辺区域 内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎又は 設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎への掲示その他の方法により行うものとする。
 - 2 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日か

あり、関係住民の理解が得られていないと認めると き。

(3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。 2 知事は、前項の通知を行うときは、鳥取県廃棄物 審議会の意見を聴くものとする。

(意見の調整の終結)

- 第19条 知事は、意見の調整の結果、これに対する 事業者の対応が十分と認められ、かつ、次の各号の いずれかに該当する場合には、意見の調整を終結す ることができる。
- (1) 関係住民が意見の調整に応じないことにより、 関係住民の理解を得ることが困難と認められると き。
- (2) 関係住民が生活環境保全上の理由以外の理由 により反対することにより、関係住民の理解を得る ことが困難と認められるとき。
- (3) 事業者と関係住民の生活環境保全上の意見が 乖離していることにより、関係住民の理解を得るこ とが困難と認められるとき。

(環境の保全に関する協定の締結)

- 第20条 事業者は、廃棄物処理施設等の設置に関し、 関係住民又は関係市町村長から生活環境の保全の ために必要な事項を内容とする協定を締結するこ とについて要請があったときは、誠意をもって対応 しなければならない。
- 2 知事は、関係住民又は関係市町村長が、事業者と の間で生活環境の保全のために必要な事項を内容 とする協定を締結しようとするときは、その内容に ついて必要な助言を行うことができる。

(事業計画又は周知計画の変更の届出等)

- 第21条 事業者は、事業計画書又は周知計画書についてその記載内容を変更しようとするときは、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 知事は、前項の規定による届出があったときは、 関係市町村長に届出書の写しを送付するものとす る。
- 3 事業者が第1項の規定による届出(規則で定める変更に係るものを除く。)をしたときにおける手続は、第5条から前条までの規定の例によるものとする。

ら起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

(事業計画又は周知計画の変更の届出)

第 18 条 条例第 21 条第 1 項の規定による届出は、 事業計画の変更にあっては事業計画変更届出書(様 式第 8 号)、周知計画の変更にあっては周知計画変 更届出書(様式第 9 号)を提出して行うものとする。

(周知等の手続を要しない変更)

- 第 19 条 条例第 21 条第 3 項に規定する規則で定める変更は、次のとおりとする。
- (1) 条例第10条の規定による事業計画の周知又は 条例第17条の規定による意見の調整における関係 住民の意見等に基づいて行われる事業計画の変更
- (2) 条例第8条第2項の規定による通知に基づいて行われる事業計画の変更
- (3) 説明会に配布する書類又は図面の変更
- (4) 周知が更に図られると認められる変更
- (5) 主要な設備の変更を伴わず、かつ、生活環境に 対する影響を減少させることを目的とする事業計 画の変更
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が適当と認める変更

(廃止の届出等)

第20条 条例第22条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第10号)を提出して行

(事業計画の廃止の届出等)

第22条 事業者は、事業計画を廃止しようとすると きは、その旨を知事に届け出なければならない。

- 2 事業者は、前項の規定による届出を行ったとき は、速やかに、事業計画を廃止した旨を広告しなけ ればならない。
- 3 知事は、第1項の規定による届出があったとき は、その旨を関係市町村長に通知するものとする。

(条例手続の時期)

- 第23条 事業者は、法第8条第1項、第9条第1項、 第14条第1項若しくは第6項、第14条の2第1 項、第14条の4第1項若しくは第6項、第14条の 5 第 1 項、第 15 条第 1 項若しくは第 15 条の 2 の 6第1項に規定する許可の申請若しくは法第9条 第3項(法第15条の2の6第3項において準用す る場合を含む。) 若しくは法第14条の2第3項若 しくは第14条の5第3項において準用する法第7 条の2第3項の規定による届出(廃棄物処理施設の 設置に関するものに限る。)、ダイオキシン類対策 特別措置法(平成 11 年法律第 105 号。以下「ダイ オキシン法」という。)第12条第1項若しくは第 14 条第1項の規定による届出 (廃棄物処理施設等 の設置に関するものに限る。) 又は無害化処理実証 試験施設の設置(既存の施設を無害化処理実証試験 施設として使用することとする場合を含む。)を行 う前に、この章に規定する必要な手続(以下「条例 手続」という。)を行わなければならない。
- 2 条例手続は、事業者が第16条第1項第1号、第 18条第1項第1号又は同項第3号に該当する旨の 通知(以下「手続終了通知」という。)を受けたこ とをもって終了するものとする。

(許可の制限等)

- 第24条 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第8条第1項若しくは第9条第1項又は第15条第1項若しくは第15条の2の6第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要があると認めるときは、当該申請が法第8条の2第1項第2号(法第9条第2項において準用する場合を含む。)又は第15条の2第1項第2号(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)の規定に適合していないものとして、当該許可をしないものとする。
- 2 知事は、廃棄物処理施設の設置について、事業者が手続終了通知を受ける前に法第14条第1項若しくは第6項若しくは第14条の2第1項又は第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第14条の5第1項の許可を申請した場合において、当該廃棄物処理施設の設置に伴う紛争を予防するため必要が

- うものとする。
- 2 条例第22条第2項の規定による広告は、次に掲げる事項を記載した書面の周辺区域内の集会所等の公共の場所、関係市町村の庁舎、設置予定場所を所管する総合事務所の庁舎又は設置予定場所への掲示、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他関係住民への周知が図られる方法により行うものとする。
- (1) 事業者の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- (2) 廃止した事業計画の概要
- 3 前項に規定する掲示は、当該掲示を開始した日から起算して7日を経過する日までの間、行うものとする。

あると認めるときは、法第 14 条第 11 項(法第 14 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。) 又は 第 14 条の 4 第 11 項(法第 14 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。) の規定により、当該許可に係る行為を行う前に手続終了通知を受けるべき 旨の条件を当該許可に付すものとする。

第3章 廃棄物処理施設等の設置者の責務

(廃棄物の処理状況に係る報告等)

- 第25条 一般廃棄物処理施設、特定小型焼却施設又は無害化処理実証試験施設の設置者は、規則で定めるところにより、当該施設における一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を知事に報告しなければならない。
- 2 廃棄物処理施設等の設置者は、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況に関する事項を記録した書類を当該廃棄物処理施設等(当該廃棄物処理施設等に備え置くことが困難である場合にあっては、当該廃棄物処理施設等の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、関係住民の求めに応じ、その閲覧に供さなければならない。
- 3 知事は、第1項の規定による報告の内容を公表す るものとする。

(処理状況の報告方法等)

- 第 21 条 条例第 25 条第1項の規定による報告及び 同条第2項の規定による閲覧は、次に掲げる事項に ついて行うものとする。
- (1) 設置者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)並びに電話番号
- (2) 設置場所
- (3) 取り扱う一般廃棄物又は産業廃棄物の種類
- (4) 処理能力に係る次の事項
- ア 中間処理施設にあっては、1日及び1月当たり の処理能力
- イ 最終処分場にあっては、埋立地の

面積及び埋立容量

- ウ 積替え保管施設にあっては、産業廃棄物の種類 ごとの保管場所の面積及び保管上限
- (5) 廃棄物の種類ごとの処理実績に係る次の事項 ア 各月の受入量
- イ 中間処理施設又は最終処分場にあっては、処分 方法ごとの各月の処分量
- ウ 中間処理施設にあっては、処分後の廃棄物の持 出先及び各持出先における処分方法ごとの処分量
- エ 積替え保管施設にあっては、運搬方法ごとの各 月の運搬量
- オ 積替え保管施設にあっては、各月の月末時点の保管量
- (6) 破損その他の事故等により施設の操業を停止 した場合にあっては、当該事故等の概要
- 2 条例第25条第1項の規定による報告は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処理状況について書面(以下「処理状況報告書」という。)により行うものとする。
- 3 第 25 条第 2 項に規定する書類は、毎年 6 月 30 日 までに、その年の 3 月 31 日以前の 1 年間の処理状 況について作成するものとする。
- 4 前項の書類は、毎年7月1日から3年間、閲覧に 供するものとする。
- 5 条例第25条第3項の規定による公表は、処理状況報告書を1年間公衆の縦覧に供する方法その他の知事が適当と認める方法により行うものとする。

(事故時の届出)

第22条 条例第26条の規定による届出は、廃棄物 処理施設等事故届出書(様式第11号)により行う ものとする。

(事故時の措置)

第26条 廃棄物処理施設等(法第21条の2に規定する特定処理施設を除く。)の設置者は、当該廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生し、当該廃棄物処理施設等において処理する一般廃棄物若しくは産業廃棄物又はこれらの処理に伴って生じた汚水若しくは気体が飛散し、流出し、地下に浸透し、又は発散したことにより生活環境の保全上

の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、直 ちに、その支障の除去又は発生の防止のための応急 の措置を講ずるとともに、速やかにその事故の状況 及び講じた措置の概要を知事に届け出なければな らない。

(事故対応費用に係る措置)

- 第27条 廃棄物処理施設等の設置者は、当該廃棄物 処理施等設において破損その他の事故が発生した 場合に廃棄物の除去等
- を適切に行うため、これに要する費用を あらかじめ積み立てる等の措置を行うよ う努めるものとする。

(施設の公開)

第28条 廃棄物処理施設等の設置者は、業務に特段 の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し、 当該廃棄物処理施設等を公開するよう努めるもの とする。

(廃棄物処理施設等の承継)

- 第29条 廃棄物処理施設等の設置者から当該廃棄物 処理施等設に係る権利を承継しようとする者(以下 「承継者」という。)は、当該廃棄物処理施設等に ついて環境の保全に関する協定が締結されている ときは、事業の実施に当たり、新たに協定を締結す る場合を除き、従前の協定の内容を遵守しなければ ならない。
- 2 承継者は、廃棄物処理施設等に関し、関係住民又 は関係市町村長から生活環境の保全のために必要 な事項を内容とする協定を締結することについて 要請があったときは、誠意をもって対応しなければ ならない。
- 3 知事は、関係住民又は関係市町村長が、承継者と の間で生活環境の保全のために必要な事項を内容 とする協定を締結しようとするときは、その内容に ついて必要な助言を行うことができる。

第4章 鳥取県廃棄物審議会

(設置等)

- 第30条 次に掲げる事務を行わせるため、鳥取県廃 棄物審議会(以下「審議会」という。)を設置する。
- (1) 第16条第2項、第17条第6項及び第18条第 2項に規定する事項を処理すること。
- (2) 法に基づく許可の申請若しくは届出若しくは ダイオキシン法に基づく届出の審査又は無害化処 理実証試験施設の設置に関し、知事が意見を求めた 事項について調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、産業廃棄物の処理 に関する重要な事項について調査審議すること。
- 2 審議会は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の 予防及び調整に関する事項について、知事に意見を 述べることができる。

(組織)

- 第31条 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 2 委員は、廃棄物処理施設等の設置に係る紛争の予 防及び調整に関し、必要な知識又は経験を有する者

その他知事が適当と認める者のうちから、知事が議会の同意を得て任命する。

(任期)

- 第32条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠 の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

- 第33条 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたとき は、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代 理する。

(会議)

- 第34条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議 長となる。
- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議 を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同 数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、事業者、 関係住民その他の関係者に対して出席を求め、意見 若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めること ができる。

(秘密保持義務)

第35条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(運営に関する細則)

第36条 この章に定めるもののほか、審議会の運営 に関し必要な事項は、審議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収)

第37条 知事は、この条例に定めるもののほか、こ の条例の施行に必要な限度において、事業者に対 し、報告を求めることができる。

(勧告及び公表)

- 第38条 知事は、廃棄物処理施設等の設置について、 事業者が手続終了通知を受ける前に法第9条第3 項(法第15条の2の6第3項において準用する場 合を含む。) 若しくは法第14条の2第3項若しく は第14条の5第3項において準用する法第7条の 2第3項の規定による届出又はダイオキシン法第 12条第1項若しくは第14条第1項の規定による届 出をした場合において、当該廃棄物処理施設等の設 置に伴う紛争を予防するため必要があると認める ときは、当該事業者に対し、直ちに条例手続を行い、 手続終了通知を受けるよう勧告するものとする。こ の場合において、当該廃棄物処理施設等の設置に伴 う紛争が現に生じ、又は生ずるおそれがあると認め るときは、併せて、手続終了通知を受けるまでの間 当該廃棄物処理施設等の使用を停止するよう勧告 するものとする。
- 2 前項の規定による場合のほか、知事は、事業者が 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当

該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告 することができる。

- (1) 第5条第3項の規定による生活環境影響調査 結果書の提出をせず、又は虚偽の生活環境影響調査 結果書を提出したとき。
- (2) 第9条の規定による事業計画の広告及び縦覧を正当な理由がなく行わないとき。
- (3) 第12条第1項の規定による見解書の提出をしないとき。
- (4) 第25条第1項の規定による処理状況の報告を しないとき、又は同項に規定する書類を備え置かな いとき。
- (5) 第26条の規定による応急の措置、届出等を行わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この条例に規定する手続の全部若しくは一部を正当な理由なく行わず、又は不正若しくは不誠実な方法によりこれを行ったとき。
- 3 知事は、前2項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所(その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地)並びに当該勧告の内容を公表することができる。

(権限の委任)

第39条 この条例に規定する知事の権限に属する事務(第5条第2項及び第4項並びに第31条第2項に規定する知事の権限に属する事務を除く。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(適用除外)

- 第40条 鳥取市の区域における廃棄物処理施設等については、この条例の規定は、適用しない。
- 2 環境影響評価法(平成9年法律第81号)若しく は鳥取県環境影響評価条例(平成10年鳥取県条例 第24号)の対象となる廃棄物処理施設又は移動式 の廃棄物処理施設等(規則で定めるものに限る。) の設置については、第2章の規定は、適用しない。

(補則)

第41条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

(勧告に従わない旨の公表)

第23条 条例第38条第3項の規定による公表は、 鳥取県公報に登載して行うものとする。

(周知等の手続に係る適用除外施設)

- 第24条 条例第40条に規定する規則で定める移動 式の廃棄物処理施設等は、移動することができるよ うに設計された廃棄物処理施設等のうち次に掲げ るものを除く施設とする。
- (1) 特定の不動産に固定して使用するもの
- (2) 特定の不動産に固定せず使用するものであって、次のいずれかに該当するもの
- ア 建設工事の現場その他の一時的に廃棄物を排出 する作業を行う場所に 60 日以上継続して設置され るもの
- イ 特定の場所 (アに規定する場所を除く。) において 1年のうち合計 60 日以上設置されるもの

(書類等の提出部数及び提出機関)

- 第25条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類及び図面は、正本1通及び副本2通(第21条第2項に規定する処理状況報告書にあっては、正本及び副本各1通)を作成し、廃棄物処理施設等の設置場所を所管する総合事務所長がある場合にあっては、当該総合事務所長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認める場合には、その副本の部数を追加することが

できる。

(権限の委任)

第26条 この規則に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。 (検討)
- 2 知事は、平成28年3月末を目途として、この条例の規定及びその実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 (経過措置)
- 3 この条例の施行の際現に設置(その構造又は規模の変更を含む。)に係る知事への事前協議の手続が行われていると知事が認める産業廃棄物処理施設については、第2章の規定は適用しない。

附 則 (平成 19 年条例第 87 号)

この条例は、平成20年1月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正は、公布の日から施行する。

附則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成 18 年規則第 17 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成 19 年規則第 97 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年1月1日から施行する。 ただし、第1条中附則の改正は、公布の日から施行 する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、一般廃棄物又は産業廃棄物 の処分を行う廃棄物処理施設における廃棄物の処 理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。 以下「法」という。)第8条第1項、法第14条第 6項、法第14条の4第6項若しくは法第15条第 1項の許可に係る申請書に記載した処理能力又は 産業廃棄物処理業者が業として行う産業廃棄物の 積替え若しくは保管のための施設(以下「積替え保 管施設」という。) における法第14条第1項若し くは法第14条の4第1項の許可に係る申請書に記 載した積替えのための保管上限(複数の産業廃棄物 を取り扱う積替え保管施設にあっては、それぞれの 産業廃棄物の保管上限の合計)に係る知事への事前 協議を完了している廃棄物処理施設についての改 正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の 適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規 則第3条第1号又は第2号の規定の適用について は、これらの規定中「手続終了通知」とあるのは、 同条第1号にあっては「手続終了通知(当該処理能 力の変更に係る知事への事前協議の完了通知を含 む。)」と、同条第2号にあっては「手続終了通知 (当該保管上限の変更に係る知事への事前協議の 完了通知を含む。)」とする。

附 則(平成 21 年条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年1月1日から施行する。 (経過措置)

附 則(平成21年規則第84号)

(施行期日)

1 この規則は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る 手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

- 2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県廃棄物 処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予 防、調整等に関する条例第2章の規定による手続が 行われている廃棄物処理施設の設置に係る手続そ の他の行為については、なお従前の例による。 (適用区分)
- この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 前にダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法 律第105 号) 第12条第1項又は第13条第1項の 規定に基づく届出をして設置されている特定小型 焼却施設を施行日以後に改正後の鳥取県廃棄物処 理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、 調整等に関する条例(以下「新条例」という。)第 2条第4号に規定する産業廃棄物処理施設として 利用しようとする場合にあっては、当該産業廃棄物 処理施設に係る新条例第2章の規定による手続の 開始の前に当該特定小型焼却施設としてその位置、 構造、規模又は処理する廃棄物の種類の変更につい て新条例第23条第2項の手続終了通知を受けてい るときを除き、新条例第2条第9号の規定にかかわ らず産業廃棄物処理施設の新設とみなし、新条例第 2章の規定を適用する。

附 則(平成23年条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃 に関する法律(昭和45年法律第137号)第9条の 10第1項又は第15条の4の4第1項の規定による 環境大臣の認定の申請に係る実証試験の計画が知 事に提出されている改正後の鳥取県廃棄物処理施 設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整 等に関する条例(以下「新条例」という。)第2条 第8号に規定する無害化処理実証試験施設につい ては、新条例第2章の規定は適用しない。

鳥取市の中核市移行等に伴う関係条例の整備に関す る条例(平成 29 年条例第 45 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

の一部を改正する条例 (平成 21 年鳥取県条例第 59 号) の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設 の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等 に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した 様式でこの規則の施行の際現に残存するものにつ いては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係 る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条 例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の 調整をした上でこれを使用することができる。

附 則(平成 23 年規則第 37 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。 ただし、第4条第4号イの改正規定は、大気汚染防 止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律(平 成22年法律第31号)の施行の日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正前の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した様式でこの規則の施行の際現に残存するものについては、改正後の鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上でこれを使用することができる。

附 則(平成 25 年規則第 39 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則(平成 30 年規則 19号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

〇条例様式

様式第1号(第6条関係)

事業計画書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第5条第1項の 規定により、次のとおり事業計画を提出します。

廃棄物処理施設等の設置の目的又は設置	
を必要とする理由	
廃棄物処理施設等の種類及び当該施設に	
おいて処理する廃棄物の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
廃棄物処理施設等の処理能力	
廃棄物処理施設等の処理方式、構造及び	
設備の概要	
事業の実施に当たって関係する法令等の	
許可等の種類及び手続の実施状況	
廃棄物処理施設等の作業の時間帯及び作	
業を行わない日	
鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続	
の適正化及び紛争の予防、調整等に関す	
る条例第27条の規定により行う措置の有	
無及びその内容	

添付書類

- 1 廃棄物処理施設等の構造を明らかにする図面及び設計計算書並びに配置図
- 2 最終処分場にあっては、周辺の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
- 3 中間処理施設にあっては、同施設において処理を行った後における一般廃棄物又は産業廃棄物の 処分方法を記載した書類
- 4 廃棄物処理施設等の設置予定場所の土地の付近の見取図
- 5 排水の経路図
- 6 最終処分場以外の廃棄物処理施設等にあっては、処理工程図
- 7 周辺区域の生活環境の保全のための措置(環境保全目標値を含む。)を記載した書類
- 8 計画地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本
- 9 廃棄物処理施設等の処理能力を明らかにする設計計算書(積替え保管施設にあっては、保管できる量の上限についての計算書)
- 10 廃棄物処理施設等の適正な維持管理を行うための管理体制を示す書類並びに保守点検箇所及び 点検頻度を示す書類
- 11 その他知事が必要と認める書類及び図面

周知計画書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 第6条第1項の規定により、次のとおり周知計画を提出します。

廃棄物処理	単施設等の種類	
周知の対象とする地域		
ナナスパ	広告する地域	
広告及び	広告の方法及び期間	
縦覧に関 する事項	縦覧の場所	
	縦覧の期間及び時間	
	開催予定日時	
説明会に	開催予定場所	
関する事	対象者	
項	開催の周知方法	
	配布する書類及び図面の種類	
説明会以外	の周知の方法	

意見書

年 月 日

様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 第11条の規定により、次のとおり意見を述べます。

対象とする事業	事業者の氏名(法人にあって は、名称及び代表者の氏名)					
の概要	廃棄物処理施設の種類					
	廃棄物処理施設の設置場所					
	1 周辺区域内に居住する者					
- 本日 - 井田 川 光 の	2 周辺区域内に事務所又は事業所を有する者					
意見書提出者の 区分	3 周辺区域内に存する自治会等					
	4 周辺区域内において農業、林業又は漁業を営む者					
	5 周辺区域内の水域における水利権者					
地域における生						
活環境保全上の						
見地からの意見						

見解書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例 第12条第1項の規定により、次のとおり見解を述べます。

意見を述べた者の 氏名(法人にあっ ては、名称及び代 表者の氏名)	
意見の内容	
意見に対する見解	

実施状況報告書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第14条の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理施設等の種類		
廃棄物処理施設等の設置場所		
周知の対象	身とした地域	
ウサフィ ド	広告した地域	
広告及び	広告の方法及び期間	
縦覧に関 する事項	縦覧の場所	
りの事項	縦覧の期間及び時間	
	開催日時	
説明会に 関する事	開催場所	
	対象者	
項	参加した者の人数	
	経過及び概要	
意見書に対	付する見解の周知結果の概要	
住民の理解に関する見解		
説明会を開催できなかった場合にあって		
は、その理由及び対応の内容		
説明会以外の方法により周知を行った場		
合にあって	には、その実施状況	

添付書類

- 1 説明会で配布した書類及び図面
- 2 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類及び図面

実施状況報告書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第16条 第3項の規定により、次のとおり実施状況を報告します。

廃棄物処理	里施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所		
住民の理解	翼を得るために行った対応及び	
当初の対応	ぶとの変更点	
亡仕丑が	広告した地域	
広告及び	広告の方法及び期間	
縦覧に関	縦覧の場所	
する事項	縦覧の期間及び時間	
	開催日時	
説明会に	開催場所	
関する事	対象者	
項	参加した者の人数	
	経過及び概要	
住民の理解に関する見解		
説明会を開催できなかった場合にあって		
は、その理由及び対応の内容		
説明会以外の方法により周知を行った場		
合にあっては、その実施状況		

添付書類

- 1 関係住民に配布した書類及び図面
- 2 生活環境の保全のために必要な事項を内容とする協定を締結した場合にあっては、当該協定書の写し
- 3 その他知事が必要と認める書類及び図面

意見調整申出書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第17条 第1項の規定により、次のとおり意見の調整を申し出ます。

廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
意見の調整を行う相手方の住所及び氏名(法人にあっては、所在地及び名称並びに代表者の氏名)	
意見の調整を求める理由及び内容	
経過の概要	

様式第8号(第18条関係)

事業計画変更届出書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画の内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

様式第9号(第18条関係)

周知計画変更届出書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した周知計画の内容について変更したいので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第21条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項		
	変更前	変更後
変更の内容		
変更の理由		

事業計画廃止届出書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで提出した事業計画を廃止したいので、鳥取県廃棄物処理施設の 設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第22条第1項の規定により、 次のとおり届け出ます。

5	
廃棄物処理施設等の種類	
廃棄物処理施設等の設置場所	
廃止の年月日	
廃止の理由	

廃棄物処理施設等事故届出書

年 月 日

職・氏 名 様

郵便番号

住 所

提出者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

廃棄物処理施設等において事故が発生したので、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手 続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第26条の規定により、次のとおり届け出ま す。

事故が発生した廃	施設の種類					
棄物処理施設等	施設の場所					
事故の発生日時		年	月	日	時	分頃
事故の発生場所						
事故の発生原因及び内容						
事故の発生後に講し						

【様式3-1】(中間処理用標準様式)

廃棄物処理状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

我告者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第25条 第1項の規定により、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理状況を報告します。

廃棄物処	埋施設等の種類							
廃棄物処	上理施設等の設置場	所						
取り扱	う廃棄物の種類	į						
廃棄物処	上理施設等の処理能	力	t · m ³ / 日 t · m ³ / 月					
		•	処	理	実	績		
処理月	廃棄物の種類	処分	分方 法	受入量 持込量 (t·m³)	処 分 量 (t·m³)	処分後の 持 出 量 (t·m³)	持 出 先 (自社・委託)	排出先の処分方法
に至った	中間処理施設の操業を停止する こ至った事故、故障等の有無 及び、該当があればその内容							

【様式3-2】 (最終処分用標準様式)

廃棄物処理状況報告書

年 月 日

鳥取県知事 様

住 所

我告者 氏 名

(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)

電話番号

鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例第25条 第1項の規定により、一般廃棄物の処理状況を報告します。

廃棄物処理施設の種類								
廃棄物処理施設の設置場所								
取り扱う廃棄物の種類								
廃棄物処理施設の処理能力			埋立面積 埋立容量			m m		
			処	理	実	績		
処 理 月	廃棄	物の		処		法	受 入 量 (t・m³)	処 分 量 (t・m³)
最終処分場の操業を停止するに 至った事故、故障等の有無 及び、該当があればその内容								

〇廃棄物処理施設等の設置に係る生活環境影響調査に関する指針

平成 18 年 06 日 06 日 制定 平成 19 年 08 月 24 日 一部改正 平成 20 年 03 月 14 日 一部改正 平成 22 年 01 月 01 日 一部改正

第1 趣 旨

この指針は、鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例(平成17年鳥取県条例第68号。以下「条例」という。)第5条第3項に規定する廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査(以下「生活環境影響調査」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この指針において使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

第3 調査事項

- 1 調査事項は、廃棄物処理施設等の稼働並びに当該廃棄物処理施設等に係る廃棄物の搬出入 及び保管に伴って生じる大気環境(大気質、騒音、振動及び悪臭)及び水環境(水質及び地 下水)とする。
- 2 各調査事項に係る具体的な調査項目(以下「生活環境影響調査項目」という。)については、 廃棄物処理施設等の種類及び規模、処理対象となる廃棄物の種類及び性状、地域特性(設置 場所周辺の気象、水象等の自然的条件及び人家の状況等の社会的条件をいう。以下同じ。) 等を勘案して、必要な項目を選定するものとする。
- 3 廃棄物処理施設等の構造上の特性や地域特性等からみて、周辺への影響が発生することが 想定されない調査事項(排水を排出しない施設の場合の水質等)については、具体的な調査 を実施する必要はないが、この場合にあっては、当該影響の発生が想定されないと判断した 理由を生活環境影響調査結果書に記載すること。

第4 調査対象地域

- 1 調査対象地域は、廃棄物処理施設等の種類及び規模、地域特性等を踏まえ、調査事項ごとに、それが生活環境に影響を及ぼすおそれがある範囲を設定するものとする。
- 2 その際には、調査時点で一般的に用いられている影響予測手法に基づく試算によるか、次 に示す考え方によるものとする。

誹	看事項	調査対象地域の範囲
大気環	大気質	○ 煙突からの排ガスによる影響については、寄与濃度が相当程度変化する地域とする。○ 廃棄物運搬車両からの排気ガスによる影響については、廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在する地域とする。
境	騒 音	○ 廃棄物処理施設等から発生する騒音による影響については、騒音レベルが相当程度変化する、人家等が存在する地域とする。○ 廃棄物運搬車両の走行によって発生する騒音の影響については、廃棄物運

誹	調査事項		調査対象地域の範囲
			搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在
			する地域とする。
			○ 廃棄物処理施設等から発生する振動による影響については、振動レベルが
			相当程度変化する地域であって、人家等が存在する地域とする。
	振	動	○ 廃棄物運搬車両の走行によって発生する振動の影響については、廃棄物運
			搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿いの、人家等が存在
			する地域とする。
			○ 煙突から排出される悪臭による影響については、寄与濃度が相当程度変化
	一 由	臭	する地域とする。
	芯	悪臭	○ 廃棄物処理施設等から漏洩する悪臭による影響については、廃棄物処理施
			設等の周辺の人家等が存在する地域とする。
			○ 廃棄物処理施設等から公共用水域への排水による影響については、廃棄物
水	水	質	処理施設等の排水口から当該排水が十分に希釈される地点までの水域とす
環境			る。
現	批下	ニット	○ 廃棄物処理施設等の存在によって、地下水の水位、流動状況に影響の及ぶ
	地下水		範囲とする。

第5 現況把握

- 1 現況把握は、周辺地域における生活環境影響調査項目の現況、予測に必要な地域特性の現況を把握することを目的として、既存の文献若しくは資料又は現地調査により行うものとする。
- 2 生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために必要と考えられる地域特性としては、次に 示すものの中から必要な項目を把握するものとする。

調査事項 地域特性(自然的条			地域特性(自然的条件及び社会的条件)		
	大気質 気象(風向、風速、大気安定度)、土地利		気象(風向、風速、大気安定度)、土地利用、人家等、交通量及び主要な発生		
大			源		
大気環境	騒	音	土地利用、人家等、交通量及び主要な発生源		
境	振	動	土地利用、地盤性状、人家等、交通量及び主要な発生源		
	悪	臭	気象、土地利用、人家等及び主要な発生源		
	水	質	水象(河川の流量、流況等)、水利用及び主要な発生源		
水					
環地下水地質の状況、地下水の状況(帯水層の分布、地下水位、流		地形・地質の状況、地下水の状況(帯水層の分布、地下水位、流動状況等)及			
			び地下水の利用状況		

3 現況把握に係る調査地点は、調査対象地域内において、地域を代表する地点、影響が大きくなると想定される地点、人家等影響を受けるおそれのある地点等の中から適切に設定するものとする。

なお、調査対象地域外の情報であっても、調査対象地域内の現況を把握する上で必要な場合にあっては、その情報を利用することができるものとする。

4 現況把握に係る調査時期及び期間は、生活環境影響調査項目の特性に応じ、把握すべき情報の内容、地域特性等を考慮して、適切かつ効果的な時期及び期間を設定するが、気象・水象については、年間を通じた変化をおおむね把握できる程度とする。

第6 予 測

生活環境影響の予測は、生活環境影響調査項目の変化の程度及びその範囲を把握するため、 廃棄物処理施設等の計画されている構造及び維持管理を前提として、調査時点で一般的に用い られている影響予測手法により行うものとし、定量的な予測が可能な項目については計算によ り、それが困難な項目については同種の既存事例からの類推等により行うものとする。

第7 影響の分析

- 1 生活環境影響の分析は、廃棄物処理施設等の設置による影響の程度について、生活環境影響調査項目の現況、予測される変化の程度及び環境保全目標を考慮しながら行うものとする。
- 2 考慮すべき環境保全目標は、調査項目ごとに原則として次に示すものとする。

調査事項		
祁	11年4月	考慮すべき環境保全目標
		○ 原則として、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく環境基準が定め
		られている項目については、環境基準を環境保全目標とする。
	大気質	○ 環境基準が定められていない項目については、生活環境への影響に関する
	八八八	既存の科学的知見に基づいて、適切な環境保全目標を設定する。
		○ 定性的な予測を行った項目については、「排出負荷量等が環境に与える影
		響が軽微であること」をもって環境保全目標とする。
		○ 環境基準に係る地域指定が行われている地域については、原則として環境
大	EZ 立.	基準を環境保全目標とする。
気	騒 音	○ 環境基準に係る地域指定が行われていない地域については、土地利用状況
環		等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して設定する。
境		○ 「大部分の地域住民が日常生活において支障がないこと」をもって環境保
	JE 41	全目標とする。
	振動	なお、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)の規制区域については、同法
		の規制基準を考慮しながら環境保全目標を設定する。
		○「大部分の地域住民が日常生活において感知しないこと」をもって環境保全
		目標とする。
	悪臭	なお、悪臭防止法(昭和 46 年法律第 91 号)の規制区域については、同法
		の規制基準を考慮しながら環境保全目標を設定する。
		○ 原則として、環境基本法に基づく環境基準が定められている項目について
		は、環境基準を環境保全目標とする。
		なお、環境基準が設定されていない水域については、現状水質、利水状況
		等を考慮し、環境基準の類型あてはめを想定して設定する。
		○ 環境基準が定められていない項目については、生活環境への影響に関する
	,	既存の科学的知見に基づいて、適切な環境保全目標を設定する。
	水質	○ 定性的な予測を行った項目については、「排水負荷量等が環境に与える影
水		響が軽微であること」をもって環境保全目標とする。
環境		○ 利水への影響が予想される場合は、「水質基準に関する省令」(平成15年
児		厚生労働省令第101号)、「水道水質に関する基準の制定について」(平成
		4年12月21日厚生省水道環境部長通知)等に定められているところをもっ
		て環境保全目標とする。
		○ 利水への影響が予想される場合は、「水質基準に関する省令」(平成 15 年
		厚生労働省令第101号)、「水道水質に関する基準の制定について」(平成
	地下水	4年12月21日厚生省水道環境部長通知)等に定められているところをもっ
		て環境保全目標とする。

3 分析すべき影響は、調査項目ごとに原則として次に示すものとする。

3	3 分析 9 へさ影響は、調査項目ことに原則として次にかりものとりる。 調査事項 調査項目 分析すべき影響					
<u> </u>						
大与	で入	道	煙矢から排出される排ガス 		寄与濃度が最大となると	
気環境					予測される地点(同等の	
境					寄与濃度が複数地点においてもじる場合	
					いて生じる場合は、それ	
					らのすべての地点)及び	
					その周辺の人家等が存在	
			= 44 An /\ LB	出が予想される項目	する地域における影響	
			最終処分場	粉じん		
			破砕・選別施設	粉じん		
			廃棄物運搬車両の走行によって批判される自動車批算が			
-	E. A.	جاب	て排出される自動車排気ガス		野女 , 3、6. 中日 21日 1	
	騒	音	32311111 = 202131111	騒音レベル	騒音レベルの寄与が最大	
			運搬車両から発生する騒音		となると予測される、周辺に大学などを存む。	
					辺に人家等が存在する地	
					点(同等の大きさの寄与が複数地点において生じ	
					12 12 2 2 2 2	
					る場合は、それらのすべ ての地点)における影響	
-	 振	動	 廃棄物処理施設等及び廃棄物		振動レベルの寄与が最大	
	1/12	刬	運搬車両から発生する振動		となると予測される、周	
			連腕年間かり光生する旅勤		辺に人家等が存在する地	
					点(同等の大きさの寄与	
					が複数地点において生じ	
					る場合は、それらのすべ	
					ての地点)における影響	
-	悪	臭	煙突から排出される悪臭	 特定亜自物質のうち感	寄与濃度が最大となると予	
	100	大			測される地点(同等の寄与濃	
					度が複数地点において生じ	
					る場合は、それらのすべての	
				指数(臭気濃度)	地点)及びその周辺の人家等	
					が存在する地域における影	
					響	
			 廃棄物処理施設等から漏洩す		類似事例及び悪臭防止対策	
			る悪臭		の内容を勘案して影響が発	
					生するおそれがあると考え	
					られる、設置場所周辺の人家	
					等が存在する地域における	
					影響	
水	水	質	焼却施設から排出される排水	生物化学的酸素要求	排水が流入する水域にお	
環				量(排出先が海域又	ける影響(利水上の支障	
境				は湖沼の場合は、化	等の影響を含む。)	
				学的酸素要求量)、浮		
				遊物質量、ダイオキ		
					'	

	調査事項	調査項目	分析すべき影響
		シン類、その他処理	
		される廃棄物の種類	
		及び性状により排出	
		が予想される項目	
	最終処分場	生物化学的酸素要求	
		量(排出先が海域又	
		は湖沼の場合は、化	
		学的酸素要求量)、全	
		リン・全窒素、ダイオ	
		キシン類、浮遊物質	
		量、その他処理され	
		る廃棄物の種類及び	
		性状により排出が予	
		想される項目	
	廃棄物処理施設等から排出さ	生物化学的酸素要求	
	れる排水	量(排出先が海域又	
		は湖沼の場合は、化	
		学的酸素要求量)、浮	
		遊物質量、その他処	
		理される廃棄物の種	
		類及び性状により排	
		出が予想される項目	
地下水	廃棄物処理施設等の存在	地下水の流れ	地下水の水位や流動状況
			の変化が予測される地域
			における影響(利水上の
			支障等の影響を含む。)

第8 結果書の作成

生活環境影響調査の結果については、次の内容を記載した生活環境影響調査結果書を作成するものとする。

- (1) 廃棄物処理施設等の種類及び規模並びに処理する廃棄物の種類を勘案し、当該廃棄物処理施設等を設置することに伴い生ずる大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水に係る事項のうち、周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして調査を行った生活環境影響調査項目
- (2) 生活環境影響調査項目の現況及びその把握の方法
- (3) 廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を予測するために把握した地域特性等の現況及びその把握の方法
- (4) 廃棄物処理施設等を設置することにより予測される生活環境影響調査項目に係る変化の 程度及び当該変化の及ぶ範囲並びにその予測の方法
- (5) 廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響の程度を分析した 結果
- (6) 大気質、騒音、振動、悪臭、水質又は地下水のうち、生活環境影響調査項目に含めなかったもの及びその理由

(7) その他廃棄物処理施設等を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての 調査に関して参考となる事項

第9 その他

- 1 環境影響評価法に基づく評価書又は鳥取県環境影響評価条例等に基づき実施された環境影響調査(生活環境影響調査に相当する内容を有するものに限る。)の結果であって、必要な記載事項を満たしているものを生活環境影響調査結果書とすることができる。
- 2 複数の廃棄物処理施設等を集合して設置する場合など、相互に関連した事業として影響を 検討する必要がある場合には、複数の施設について併せて生活環境影響調査を行うものとす る。

附則

この指針は、平成18年6月6日から施行する。

附則

この改正は、平成19年8月24日から施行する。

附則

この改正は、平成20年3月14日から施行する。

附則

この改正は、平成22年1月1日から施行する。

〇法令で規定される産業廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)及び同法施行令(昭和 46 年政令第 300 号)で定める産業 廃棄物は、事業活動に伴って生じたものであって次のものをいう。

	No.	種類	対 象
	1	燃え殻	すべての事業活動から生じる廃棄物
産	2	汚泥	すべての事業活動から生じる廃棄物
業	3	廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物
	4	廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物
廃	(5)	廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物
棄	6	廃プラスチック	すべての事業活動から生じる廃棄物
物	7	紙くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物
			・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの) ・パルプ、紙、紙加工品の製造業 ・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの) ・出版業(印刷出版を行うもの) ・製本業 ・印刷物加工業
			事業活動から生じる廃棄物で PCB が塗布され、又は染み込んだもの
	8	木くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物
			・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの) ・木材又は木製品の製造業(家具製造業を含む) ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業 事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの 貨物流通のために使用したパレット (パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包材を含む)
	9	繊維くず	特定業種の事業活動から生じる廃棄物
			・建設業(工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの) ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く)
			事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの
	10	動植物性残さ	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の廃棄物
			・香料製造業
	(1)	動物系固形不要物	特定業種の事業活動から生じる廃棄物
			・と畜場法(昭和28年法律第114号)に規定すると畜場 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法 律第70号)に規定する食鳥処理場で、とさつ・解体した獣畜又 は食鳥処理した食鳥に係る固形状の廃棄物
	12	ゴムくず	すべての事業活動から生じる廃棄物
	(13)		すべての事業活動から生じる廃棄物

	No.	種類	対 象
産業	14	ガラスくず・コンクリート くず (工作物の新築、改築 又は除去に伴って生じた ものを除く。)及び陶磁器 くず	すべての事業活動から生じる廃棄物 ただし、「コンクリートくず」にあっては、工作物の新築、改築又は除去に伴っ て生じたものを除く。
廃	15	鉱さい	すべての事業活動から生じる廃棄物
棄物	16	がれき類	特定行為から生じる廃棄物 - 工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート破片等
	17)	動物のふん尿 (家畜のふん尿)	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 ・畜産農業
	18	動物の死体 (家畜の死体)	特定業種の事業活動から生じる廃棄物・畜産農業
	19	ばいじん	大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法(平成 11 年法律第 105 号)に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設で集められたもの
	20	政令第2条第 13 号に規定 する産業廃棄物	コンクリート固形化物など
	1	廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物 (揮発油類、灯油類、軽油類)
特	2	廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物(pH2.0以下のもの)
別	3	廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物(pH12.5以上のもの)
管	4	感染性産業廃棄物	病院、診療所、介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護老人保健 施設等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又 はこれらのおそれのある廃棄物
理 産 業 廃 棄 物	\$	特定有害産業廃棄物	a 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物(※) b 廃水銀等及びその処理物 c 指定下水道汚泥(※) d 鉱さい(重金属等を一定濃度以上含むもの)(※) e 廃石綿等 f 水銀又はその化合物、1,4・ジオキサンを含むばいじん(※) g カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素 又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むばいじん及 び燃え殻(※) h トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭 素、1,2・ジクロロエタン、1,1・ジクロロエチレン、シス・1,2・ジクロロエチレ ン、1,1,1・トリクロロエタン、1,1,2・トリクロロエタン、1,3・ジクロロプロペ ン、ベンゼン、1,4・ジオキサンを含む廃油(※) i 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有 機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、 PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩 化炭素、1,2・ジクロロエタン、1,1・ジクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩 化炭素、1,2・ジクロロエタン、1,1・シクロロエチレン、シス・1,2・ジクロロエ チレン、1,1,1・トリクロロエタン、1,1・シクロロエタン、1,3・ジクロロプ ロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその 化合物、1,4・ジオキサン、ダイオキシン類を含む汚泥・廃酸・廃アルカリ (※) j 輸入廃棄物の焼却に伴い発生したばいじん、燃え殻、汚泥等(※) ※これらを処分するために処理したもの(基準に適合しないものに限る)を含む

〇産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口

(令和3年4月時点)

下記関係法令は、産業廃棄物処理施設設置に関連する主なものを掲載しており、設置する施設によっては対象とならない場合があります。また、下記以外の関係法令・条文が適用される場合があります。

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
国土利用計画法	第 23 条(権利の移転等の届出)	各市役所・町村役場
都市計画法	第 29 条(開発行為許可申請)	①鳥取市・米子市・倉吉市の各市役所、三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町の各町役場 ②上記以外の市町村:東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
公有水面埋立法	第2条 (埋立の免許)	県庁空港港湾課(港湾(境港以外)、漁港)、境港管理組合(境 港のみ)、県庁河川課(港湾、漁港以外)
建築基準法	第6条 (建築確認申請) 第51条 (ただし書き許可申請)	特定行政庁(鳥取市・米子市・倉吉市・境港市(4号建築 物に限る)の各市役所、東部建築住宅事務所、中部・西部 総合事務所環境建築局)
農地法	第4条(転用許可申請・届出) 第5条(転用目的での権利移動 の許可申請・届出)	市町村農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	第 13 条(農業振興地域整備計画の変更) 第 15 条の 2 (開発行為の許可申請)	市町村農業委員会
海岸法	第7条 (海岸保全区域の占用許可申請) 第8条 (海岸保全区域の開発行 為の許可申請)	東部・中部・西部総合事務所県土整備局
港湾法	第37条 (港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請) 第38条の2 (臨港地区内における行為の届出)	県庁空港港湾課 -
道路法	第 32 条(道路の占用の許可申 請)	道路管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国 道事務所、 鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事 務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
漁港漁場整備法	第39条(工作物建設等の許可)	県庁空港港湾課
河川法	第 24 条(河川区域の占有許可申請) 第 26 条(河川区域の工作物の新築等の許可申請) 第 27 条(河川区域の土地の掘削等の許可申請) 第 55 条(河川保全区域における 行為の許可申請 第 57 条(河川予定地における行為の許可申請)	河川管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国 道事務所・日野川河川事務所、鳥取・八頭県土整備事務 所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター 日野県土整備局、各市役所・町村役場)
急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域 内における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
地すべり等防止法	第 18 条(地すべり防止区域にお ける行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整 備局、日野振興センター日野県土整備局
砂防法	第4条(砂防指定地における行 為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整 備局、日野振興センター日野県土整備局
採石法	第 33 条の 5 第 2 項(軽微な変 更)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整 備局、日野振興センター日野県土整備局
森林法	第 10 条の 2 (開発行為の許可) 第 27 条 (保安林の指定解除申 請) 第 34 条 (保安林における立木伐 採の許可申請)	東部農林事務所、各総合事務所農林局、日野振興センター日野振興局

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
土地改良法施行令	第59条(他目的への使用等承認 申請)	各地区土地改良区
土地区画整理法	第76条(土地区画整理事業施行 地域内における行為の許可申請)	各市役所・町村役場
文化財保護法	第93条(周知の埋蔵文化財包蔵 地の発掘の届出) 第125条(現状変更等の許可申 請)	各市町村教育委員会
自然公園法	第20条の3 (特別地域における 行為の許可申請) 第33条 (普通地域における行為 の届出)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、日野 振興センター日野振興局
自然環境保全法	第25条(特別地区における行為の許可申請) 第27条(海中特別地区における 行為の許可申請) 第28条(普通地区における行為の届出)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、日野 振興センター日野振興局
都市公園法	第6条(都市公園の占用の許可 申請)	県立都市公園:緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所 環境建築局 市町村立都市公園:各市役所・町村役場
鳥獣の保護及び管 理並びに狩猟の適 正化に関する法律	第29条(特別保護地区における 行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局
消防法	第9条の3(圧縮アセチレンガス 等の貯蔵又は取扱いの届出) 第9条の4(指定可燃物の届出) 第11条(危険物貯蔵所等の設置 許可申請)	各東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域 連合消防局
火災予防条例	各条例に定める届出等	東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連 合消防局
国有財産法	第8条(国有財産の引継:国有 財産の用途廃止申請)	各市町村
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2(高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	県庁消防防災課
電気事業法	第53条(自家用電気工作物の使用の開始の届出)	中国経済産業保安監督部電力安全課
大気汚染防止法	第6条(ばい煙発生施設の設置 の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村:環境立県推進課、中部・西部総合 事務所環境建築局
水質汚濁防止法	第5条(特定施設の設置の届出	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村:水環境保全課、中部・西部総合事 務所環境建築局
土壤汚染対策法	第4条(一定の規模以上の地土地 の形質変更の届出)	①鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町:鳥取市 ②その他の市町村:中部・西部総合事務所環境建築局
騒音規制法	第6条(特定施設の設置の届 出)	各市役所・町村役場
振動規制法	第6条(特定施設の設置の届 出)	各市役所・町村役場
ダイオキシン類対 策特別措置法	第 12 条(特定施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村:環境立県推進課、中部・西部総合 事務所環境建築局
下水道法	第 11 条の 2 (使用の開始等の届出) 第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)	下水道管理者(各市町村、天神川広域下水道公社等)
景観法	第 16 条(景観計画区域における 特定行為の届出)	①鳥取市、②倉吉市、③米子市、④三朝町 ⑤その他の市町村:東部建築住宅事務所、中部・西部総合 事務所環境建築局
鳥取県税条例	第 221 条(産業廃棄物処分場税の 特別徴収義務者としての登録) 第 225 条(産業廃棄物処分場税の 納税義務者としての登録)	中部県税事務所